

## 第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	47
第 1 節	第 1 食品衛生法関係	47
第 2 節	第 2 食品製造業等取締条例関係	47
第 3 節	第 3 営業許可の有効期限	47
第 2 節	監視指導業務	47
第 1 節	第 1 監視指導	47
第 2 節	第 2 収去	68
第 3 節	第 3 G L P	69
第 3 節	食品衛生管理者	70
第 4 節	輸入食品対策	71
第 1 節	第 1 輸入食品対策実施結果	71
第 2 節	第 2 輸入農産物等の残留農薬検査結果	72
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の検査結果について	84
第 4 節	第 4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	86
第 5 節	食品中の放射性物質対策	88
第 1 節	第 1 都内流通食品の放射性物質検査	88
第 2 節	第 2 都内と畜牛肉の放射性物質検査	89
第 6 節	牛乳衛生	90
第 1 節	第 1 乳処理場の衛生	90
第 2 節	第 2 健康安全研究センターハサップ指導班	90
第 3 節	第 3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	91
第 7 節	農畜水産食品衛生	92
第 1 節	第 1 と畜場及び食肉衛生検査所	92
第 2 節	第 2 市場衛生検査所	92
第 3 節	第 3 ふぐ	92
第 4 節	第 4 食鳥検査	97
第 8 節	食品汚染対策	98
第 1 節	第 1 魚介類等の水銀汚染調査結果	98
第 2 節	第 2 食品等の P C B 汚染調査結果	102
第 3 節	第 3 魚介類のビストリブチルスズオキシド ( T B T O ) 等汚染調査結果	106
第 4 節	第 4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	109
第 5 節	第 5 流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	121
第 6 節	第 6 汚染米調査	127
第 9 節	J A S 法及び健康増進法に基づく食品表示対策	128
第 1 節	第 1 J A S 法等に基づく表示の適正化	128
第 2 節	第 2 D N A 鑑定等による食品の科学的検証	129
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の表示検証	130

第 4 健康増進法に基づく表示の適正化	132
第 10 節 食品衛生自主管理認証制度	133
第 1 制度の概要	133
第 2 平成 26 年度の主な取組	133
第 11 節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度	134
第 1 制度の概要	134
第 2 平成 26 年度の自主回収情報の公表	134
第 12 節 東京都における「食の安全」普及啓発事業	135
第 1 食の安全に関する相談	135
第 2 衛生展、街頭相談等の開催	135
第 3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	136
第 4 食品衛生講習会	136
第 5 食の安全都民フォーラム	137
第 6 その他の都民向けセミナー	138
第 7 インターネットによる情報提供	138
第 13 節 その他の事業	139
第 1 シアン化合物含有豆類の処理状況	139
第 2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	140

## 第2章 食品衛生関係事業

### 第1節 許可事務（平成26年度）

#### 第1 食品衛生法関係

##### 1 許可を要するもの

食品衛生法(以下「法」という。)第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則(以下「委任規則」という。)により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の許可権限となっている。

##### 2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

#### 第2 食品製造業等取締条例関係

##### 1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条

例(以下「特例条例」という。)により特別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では、知事に許可の権限がある。

##### 2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類(生きているものを除く。)及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の3で卵選別包装業者、第5条の4で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では知事に権限がある。

#### 第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

### 第2節 監視指導業務

#### 第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成26年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その1）

	総計	（規第(1)定五食す十品る二衛生業に法） 総計	飲食店営業								
			小計	ホテル・テ館	キヤバール・	一般飲食店	民生食堂	すし屋	そば屋	仕出し屋	
25年度	全都	500,111	299,228	191,411	1,828	9,752	138,755	33	5,060	5,664	1,674
	都	99,618	48,696	27,355	688	622	18,651	-	740	870	347
	区	372,627	236,683	156,158	1,069	8,809	114,849	33	4,108	4,586	1,259
	市	27,866	13,849	7,898	71	321	5,255	-	212	208	68
26年度	全都	501,764	298,892	191,781	1,806	9,902	138,770	31	4,859	5,481	1,665
	都	99,323	48,376	27,288	671	662	18,531	-	726	835	344
	区	374,605	236,715	156,601	1,067	8,894	115,019	30	3,930	4,445	1,256
	市	27,836	13,801	7,892	68	346	5,220	1	203	201	65
千代田区	17,371	13,064	8,195	60	149	6,379	-	189	336	13	
中央区	22,471	15,823	11,200	64	2,024	7,420	1	438	285	37	
港区	30,294	22,845	15,665	68	1,227	12,060	1	402	332	65	
新宿区	27,582	19,609	14,784	146	1,838	11,341	-	238	247	63	
文京区	8,655	5,435	3,532	33	65	2,769	2	88	128	30	
台東区	15,748	10,532	7,722	200	382	5,383	5	202	239	41	
墨田区	13,253	6,989	4,749	35	453	3,105	8	117	152	43	
江東区	16,478	10,305	5,815	20	32	4,333	1	138	166	74	
品川区	16,235	9,586	6,065	60	296	4,221	4	187	191	53	
目黒区	8,429	5,621	3,872	8	88	2,891	-	110	106	52	
大田区	22,580	13,018	7,782	53	219	5,400	1	192	232	86	
世田谷区	25,142	12,838	8,124	5	39	6,248	1	201	233	111	
渋谷区	18,231	13,602	9,504	90	650	7,544	-	160	182	44	
中野区	9,649	5,502	3,712	3	132	2,911	1	127	120	28	
杉並区	14,375	8,200	5,531	10	89	4,277	-	129	167	53	
豊島区	14,826	9,930	6,885	96	433	5,188	1	158	192	49	
北区	11,521	6,231	4,096	12	112	3,098	-	94	114	44	
荒川区	7,578	3,869	2,433	15	21	1,725	3	72	98	33	
板橋区	13,734	8,296	4,931	5	59	3,626	1	116	168	76	
練馬区	13,337	7,995	4,717	4	161	3,240	-	126	181	93	
足立区	17,161	10,483	6,412	34	17	4,449	-	167	226	73	
葛飾区	14,166	7,389	4,797	13	141	3,215	-	117	198	54	
江戸川区	15,789	9,553	6,078	33	267	4,196	-	162	152	41	
八王子市	15,724	8,531	4,911	47	226	3,270	1	134	117	38	
町田市	12,112	5,270	2,981	21	120	1,950	-	69	84	27	
西多摩	13,166	7,047	4,119	106	104	2,672	-	110	119	47	
南多摩	8,177	4,554	2,438	11	31	1,646	-	52	79	42	
多摩立川	21,471	10,304	6,106	59	208	4,317	-	138	187	71	
多摩府中	30,627	14,701	8,612	35	241	6,062	-	246	268	114	
多摩小平	19,151	8,372	4,735	16	67	3,253	-	151	162	66	
大島	1,970	987	593	251	-	229	-	14	9	-	
三宅	479	201	118	48	-	46	-	1	1	1	
八丈	1,052	531	324	81	11	190	-	2	5	3	
小笠原	332	196	132	64	-	39	-	3	-	-	
市場	2,898	1,483	111	-	-	77	-	9	5	-	

(平成27年3月末現在)

		飲食店営業									
		弁 当 屋	そ う 菜 店	スエ コ ト ン ア ビ 等 ス ニ	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぷ ら 船	屋 形 船
25 年 度	全都	7,032	8,297	118	226	3,140	6,538	2,246	823	39	186
	都	1,355	1,330	21	36	679	1,529	432	55	-	-
	区	5,327	6,631	79	183	2,096	4,578	1,577	749	39	186
	市	350	336	18	7	365	431	237	19	-	-
26 年 度	全都	6,894	8,307	131	207	3,354	6,578	2,387	1,188	33	188
	都	1,328	1,320	37	33	679	1,530	482	110	-	-
	区	5,213	6,645	75	167	2,312	4,614	1,670	1,043	33	188
	市	353	342	19	7	363	434	235	35	-	-
千代田区	231	347	-	1	67	301	30	92	-	-	
中央区	217	199	4	-	100	229	51	112	4	15	
港区	237	531	3	2	60	346	108	196	3	24	
新宿区	120	190	1	11	139	213	118	119	-	-	
文京区	141	75	5	5	4	134	7	46	-	-	
台東区	208	214	9	21	621	84	56	28	4	25	
墨田区	184	203	1	8	299	86	27	15	-	13	
江東区	277	232	7	11	27	276	135	42	6	38	
品川区	179	464	-	3	-	204	83	90	7	23	
目黒区	119	225	1	6	99	117	39	11	-	-	
大田区	393	374	1	6	333	320	99	60	4	9	
世田谷区	357	378	19	2	57	363	93	17	-	-	
渋谷区	201	179	-	22	79	165	118	70	-	-	
中野区	119	109	-	3	1	113	25	20	-	-	
杉並区	228	260	1	5	50	222	33	7	-	-	
豊島区	247	248	3	1	8	157	72	32	-	-	
北区	187	226	1	4	7	152	32	13	-	-	
荒川区	130	256	-	6	-	60	8	5	-	1	
板橋区	257	254	16	11	52	215	55	20	-	-	
練馬区	278	259	2	8	70	234	48	13	-	-	
足立区	342	671	-	12	8	221	175	12	-	5	
葛飾区	251	511	-	6	84	147	53	7	-	-	
江戸川区	310	240	1	13	147	255	205	16	5	35	
八王子市	180	147	17	4	347	265	93	25	-	-	
町田市	173	195	2	3	16	169	142	10	-	-	
西多摩	140	192	3	3	357	187	72	7	-	-	
南多摩	157	121	5	1	49	210	29	5	-	-	
多摩立川	304	284	7	7	76	292	134	22	-	-	
多摩府中	375	397	13	13	138	508	148	54	-	-	
多摩小平	294	268	9	4	42	294	92	17	-	-	
大島	29	35	-	3	10	11	2	-	-	-	
三宅	2	9	-	-	5	4	1	-	-	-	
八丈	14	8	-	-	2	6	2	-	-	-	
小笠原	11	4	-	2	-	7	2	-	-	-	
市場	2	2	-	-	-	11	-	5	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その2)

	喫茶店営業				菓子製造業							
	小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生菓子	菓子の製造業の	移動	臨時	自動車	
25年度	全都	24,301	2,207	21,970	124	18,147	4,095	5,402	7,659	28	599	364
	都	3,912	377	3,510	25	3,665	831	1,078	1,505	4	159	88
	区	19,341	1,749	17,512	80	13,322	3,003	4,072	5,661	24	343	219
	市	1,048	81	948	19	1,160	261	252	493	-	97	57
26年度	全都	23,250	2,355	20,767	128	18,457	4,124	5,290	8,038	21	607	377
	都	3,724	390	3,308	26	3,688	829	1,028	1,578	5	158	90
	区	18,499	1,870	16,542	87	13,598	3,033	4,014	5,955	16	350	230
	市	1,027	95	917	15	1,171	262	248	505	-	99	57
千代田区	2,133	210	1,923	-	474	158	120	184	-	7	5	
中央区	1,648	226	1,422	-	610	150	282	157	-	16	5	
港区	2,863	150	2,705	8	964	246	262	439	1	4	12	
新宿区	1,279	107	1,165	7	725	132	209	325	-	47	12	
文京区	363	38	325	-	339	82	110	145	-	2	-	
台東区	532	104	423	5	663	74	176	275	3	123	12	
墨田区	311	57	253	1	430	59	126	230	-	11	4	
江東区	1,206	82	1,120	4	612	136	164	287	-	5	20	
品川区	1,028	43	985	-	438	118	105	206	-	-	9	
目黒区	290	58	224	8	389	94	122	165	-	-	8	
大田区	1,034	72	955	7	805	189	279	246	1	76	14	
世田谷区	592	110	473	9	1,175	265	359	529	1	10	11	
渋谷区	1,230	190	1,031	9	861	190	261	387	-	13	10	
中野区	276	31	244	1	330	63	104	160	-	2	1	
杉並区	324	61	258	5	583	158	141	277	1	-	6	
豊島区	611	88	520	3	525	135	168	204	1	1	16	
北区	356	24	330	2	362	75	116	160	1	3	7	
荒川区	212	17	195	-	252	62	70	115	1	-	4	
板橋区	612	34	578	-	556	121	165	256	1	2	11	
練馬区	392	59	329	4	677	146	183	321	-	11	16	
足立区	545	41	494	10	716	135	200	355	3	2	21	
葛飾区	300	31	268	1	501	109	139	230	1	13	9	
江戸川区	362	37	322	3	611	136	153	302	1	2	17	
八王子市	698	59	636	3	721	144	158	300	-	92	27	
町田市	329	36	281	12	450	118	90	205	-	7	30	
西多摩	556	50	505	1	551	101	174	197	1	62	16	
南多摩	448	49	398	1	398	109	95	163	-	25	6	
多摩立川	815	81	731	3	757	166	196	352	-	13	30	
多摩府中	1,185	142	1,027	16	1,133	249	312	515	4	34	19	
多摩小平	566	53	508	5	703	173	216	277	-	20	17	
大島	7	6	1	-	78	17	25	33	-	2	1	
三宅	2	2	-	-	19	3	1	13	-	2	-	
八丈	4	4	-	-	36	8	8	20	-	-	-	
小笠原	3	3	-	-	13	3	1	8	-	-	1	
市場	138	-	138	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成27年3月末現在)

	あん類製造業	アイスクリーム製造業	乳処理業	さく別牛乳	乳製品製造業	集乳業	乳類販売業					
							小計	専業	売シヨーケリス	自動販売機	自動車	
25年度	全都	45	1,964	9	-	169	-	28,423	976	18,443	8,890	114
	都	5	366	7	-	43	-	5,623	234	3,668	1,706	15
	区	36	1,493	1	-	118	-	21,055	686	13,662	6,628	79
	市	4	105	1	-	8	-	1,745	56	1,113	556	20
26年度	全都	48	1,940	9	-	169	-	27,994	961	18,476	8,459	98
	都	6	360	7	-	41	-	5,461	240	3,633	1,574	14
	区	38	1,480	1	-	120	-	20,838	661	13,741	6,361	75
	市	4	100	1	-	8	-	1,695	60	1,102	524	9
千代田区	1	85	-	-	2	-	1,279	7	708	563	1	
中央区	1	95	-	-	15	-	917	5	520	392	-	
港区	1	131	-	-	14	-	1,609	11	846	750	2	
新宿区	1	88	-	-	12	-	1,263	25	807	427	4	
文京区	2	47	-	-	-	-	607	14	385	208	-	
台東区	2	85	-	-	1	-	617	15	454	147	1	
墨田区	2	61	-	-	2	-	585	28	411	145	1	
江東区	3	89	-	-	5	-	1,181	31	651	499	-	
品川区	1	39	-	-	4	-	944	24	580	334	6	
目黒区	-	34	-	-	5	-	476	20	330	126	-	
大田区	4	87	-	-	10	-	1,500	58	927	510	5	
世田谷区	1	77	-	-	12	-	1,246	64	924	253	5	
渋谷区	1	115	-	-	3	-	929	8	545	376	-	
中野区	1	29	-	-	1	-	492	25	360	106	1	
杉並区	1	42	-	-	2	-	723	31	577	115	-	
豊島区	1	78	-	-	6	-	809	16	552	241	-	
北区	1	36	-	-	12	-	615	21	422	172	-	
荒川区	2	19	-	-	1	-	388	18	285	85	-	
板橋区	4	39	-	-	4	-	950	45	678	225	2	
練馬区	1	46	-	-	-	-	880	33	703	140	4	
足立区	3	63	-	-	2	-	1,135	78	792	238	27	
葛飾区	3	42	1	-	4	-	720	39	513	154	14	
江戸川区	1	53	-	-	3	-	973	45	771	155	2	
八王子市	3	59	-	-	5	-	986	32	617	331	6	
町田市	1	41	1	-	3	-	709	28	485	193	3	
西多摩	1	49	1	-	10	-	766	43	504	214	5	
南多摩	-	38	-	-	2	-	595	27	381	186	1	
多摩立川	-	77	2	-	11	-	1,125	55	721	349	-	
多摩府中	3	136	2	-	10	-	1,700	50	1,139	511	-	
多摩小平	1	42	-	-	3	-	1,078	53	723	295	7	
大島	1	10	1	-	2	-	82	2	77	2	1	
三宅	-	-	-	-	-	-	18	1	17	-	-	
八丈	-	5	1	-	2	-	36	-	35	1	-	
小笠原	-	3	-	-	-	-	9	-	9	-	-	
市場	-	-	-	-	1	-	52	9	27	16	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その3)

	食肉処理業	食肉販売業					製食肉造製業品	魚介類販売業				せ魚り介売業類	
		小計	一般	包装	自動販売機	自動車		小計	一般	包装	自動車		
25年度	全都	849	14,230	4,027	10,167	-	36	204	14,877	5,054	9,656	167	26
	都	137	2,750	834	1,907	-	9	46	3,720	1,885	1,792	43	25
	区	688	10,671	2,975	7,674	-	22	146	10,345	2,909	7,320	116	-
	市	24	809	218	586	-	5	12	812	260	544	8	1
26年度	全都	842	14,511	3,840	10,633	-	38	205	15,187	4,944	10,071	172	27
	都	135	2,785	783	1,993	-	9	48	3,779	1,881	1,853	45	26
	区	684	10,904	2,848	8,032	-	24	142	10,585	2,818	7,648	119	-
	市	23	822	209	608	-	5	15	823	245	570	8	1
千代田区	9	389	28	361	-	-	6	378	39	339	-	-	
中央区	15	487	128	358	-	1	6	538	200	333	5	-	
港区	26	641	116	522	-	3	8	616	99	512	5	-	
新宿区	41	644	137	501	-	6	5	617	123	490	4	-	
文京区	11	235	53	182	-	-	3	234	53	179	2	-	
台東区	26	379	114	265	-	-	8	377	117	257	3	-	
墨田区	18	370	116	252	-	2	3	344	93	245	6	-	
江東区	55	568	164	401	-	3	8	574	192	373	9	-	
品川区	44	466	116	347	-	3	7	439	106	328	5	-	
目黒区	12	250	73	177	-	-	5	233	57	176	-	-	
大田区	50	725	189	536	-	-	11	730	200	518	12	-	
世田谷区	25	725	211	512	-	2	12	710	213	488	9	-	
渋谷区	18	431	84	347	-	-	2	417	86	330	1	-	
中野区	20	289	104	185	-	-	5	279	90	188	1	-	
杉並区	15	453	130	323	-	-	7	417	115	300	2	-	
豊島区	27	449	99	350	-	-	12	421	103	318	-	-	
北区	21	327	104	223	-	-	1	301	87	208	6	-	
荒川区	37	217	82	135	-	-	4	213	82	128	3	-	
板橋区	37	522	134	387	-	1	8	502	123	374	5	-	
練馬区	40	574	150	421	-	3	8	550	153	391	6	-	
足立区	76	685	203	482	-	-	7	644	182	440	22	-	
葛飾区	26	442	147	295	-	-	1	418	138	276	4	-	
江戸川区	35	636	166	470	-	-	5	633	167	457	9	-	
八王子市	12	481	124	355	-	2	7	492	153	334	5	1	
町田市	11	341	85	253	-	3	8	331	92	236	3	-	
西多摩	15	398	122	270	-	6	11	370	111	247	12	-	
南多摩	4	278	74	203	-	1	7	277	79	196	2	-	
多摩立川	41	595	155	440	-	-	9	574	157	411	6	-	
多摩府中	22	854	206	648	-	-	11	836	214	607	15	-	
多摩小平	15	548	158	388	-	2	8	536	158	368	10	2	
大島	1	46	38	8	-	-	2	60	54	6	-	6	
三宅	-	14	13	1	-	-	-	16	15	1	-	1	
八丈	1	26	10	16	-	-	-	32	21	11	-	2	
小笠原	-	9	2	7	-	-	-	10	6	4	-	2	
市場	36	17	5	12	-	-	-	1,068	1,066	2	-	13	



(平成27年3月末現在)

	製魚 品肉 製ね 造業	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射の 放射 業線	製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 造飲 業料	氷雪製造業				氷 雪 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動 造 角 機氷	自 動 販 売 機		
25年度	全都	183	426	242	184	-	94	6	62	29	16	17	194
	都	40	121	76	45	-	33	3	27	15	12	-	33
	区	135	285	155	130	-	52	3	34	13	4	17	154
	市	8	20	11	9	-	9	-	1	1	-	-	7
26年度	全都	175	428	248	180	-	93	6	62	29	16	17	176
	都	40	122	80	42	-	34	3	27	15	12	-	32
	区	126	285	157	128	-	50	3	35	14	4	17	137
	市	9	21	11	10	-	9	-	-	-	-	-	7
千代田区	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
中央区	11	23	4	19	-	3	-	1	-	-	1	8	
港区	2	19	10	9	-	4	-	17	1	-	16	9	
新宿区	5	1	1	-	-	2	-	4	3	1	-	3	
文京区	2	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
台東区	-	1	1	-	-	3	-	-	-	-	-	10	
墨田区	7	2	1	1	-	1	-	1	1	-	-	3	
江東区	5	19	13	6	-	5	-	1	1	-	-	13	
品川区	8	6	5	1	-	2	-	1	1	-	-	8	
目黒区	3	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
大田区	4	113	34	79	-	4	-	3	3	-	-	14	
世田谷区	8	5	5	-	-	2	1	3	1	2	-	7	
渋谷区	6	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
中野区	2	5	5	-	-	2	1	-	-	-	-	1	
杉並区	3	3	2	1	-	2	-	1	-	1	-	2	
豊島区	9	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
北区	4	4	4	-	-	2	-	-	-	-	-	8	
荒川区	6	13	10	3	-	-	-	1	1	-	-	4	
板橋区	5	21	19	2	-	-	-	-	-	-	-	7	
練馬区	3	15	14	1	-	2	-	-	-	-	-	1	
足立区	8	4	2	2	-	1	-	1	1	-	-	6	
葛飾区	13	7	7	-	-	7	1	-	-	-	-	7	
江戸川区	7	16	12	4	-	6	-	1	1	-	-	3	
八王子市	7	20	11	9	-	7	-	-	-	-	-	5	
町田市	2	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	2	
西多摩	-	24	20	4	-	6	-	-	-	-	-	4	
南多摩	2	10	10	-	-	3	-	-	-	-	-	1	
多摩立川	5	21	18	3	-	4	2	-	-	-	-	3	
多摩府中	7	15	9	6	-	6	1	-	-	-	-	6	
多摩小平	4	11	7	4	-	4	-	-	-	-	-	5	
大島	16	10	5	5	-	2	-	13	4	9	-	2	
三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	2	
八丈	1	6	3	3	-	6	-	5	2	3	-	1	
小笠原	2	4	2	2	-	2	-	2	2	-	-	-	
市場	3	20	6	14	-	-	-	6	6	-	-	8	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その4)

	食用油脂製造業			製シマ ヨー ーガ リ ン ニ ン 又 は 業 グ は	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業	
	小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
25 年 度	全都	50	25	25	3	35	10	65	42	757	14	718
	都	13	4	9	-	18	5	22	21	181	5	172
	区	34	20	14	3	15	4	41	19	531	6	498
	市	3	1	2	-	2	1	2	2	45	3	48
26 年 度	全都	49	25	24	3	37	9	63	46	687	12	686
	都	13	4	9	-	19	5	21	22	163	5	167
	区	33	20	13	3	16	3	40	22	483	6	474
	市	3	1	2	-	2	1	2	2	41	1	45
千代田区	1	-	1	-	2	-	-	-	7	1	17	
中央区	-	-	-	-	-	-	2	-	15	-	31	
港区	-	-	-	-	-	-	6	1	15	-	15	
新宿区	3	2	1	1	-	-	1	1	15	-	17	
文京区	-	-	-	-	1	-	-	-	14	-	11	
台東区	1	-	1	-	1	-	2	1	20	-	26	
墨田区	12	12	-	-	-	-	2	3	13	2	21	
江東区	1	-	1	-	1	-	3	-	25	-	26	
品川区	-	-	-	-	1	-	-	3	19	-	24	
目黒区	-	-	-	-	-	-	-	1	10	-	8	
大田区	2	-	2	-	-	-	5	1	29	-	32	
世田谷区	-	-	-	-	2	1	3	-	35	1	25	
渋谷区	-	-	-	-	-	-	1	1	7	-	16	
中野区	-	-	-	-	2	1	-	1	18	-	5	
杉並区	-	-	-	-	1	1	3	4	17	-	18	
豊島区	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	24	
北区	1	-	1	-	-	-	1	2	29	1	19	
荒川区	3	3	-	-	-	-	1	1	18	-	14	
板橋区	3	1	2	-	-	-	1	-	19	-	25	
練馬区	1	-	1	-	2	-	2	1	24	-	18	
足立区	1	1	-	-	1	-	3	-	45	1	34	
葛飾区	2	1	1	1	2	-	3	-	29	-	25	
江戸川区	2	-	2	1	-	-	1	1	30	-	23	
八王子市	2	1	1	-	-	-	2	2	20	1	37	
町田市	1	-	1	-	2	1	-	-	21	-	8	
西多摩	2	2	-	-	8	2	5	6	24	1	38	
南多摩	-	-	-	-	2	-	1	-	12	-	9	
多摩立川	2	1	1	-	3	-	2	1	33	1	49	
多摩府中	2	1	1	-	2	-	9	3	41	1	39	
多摩小平	-	-	-	-	2	-	3	1	44	1	30	
大島	7	-	7	-	-	-	-	4	5	1	1	
三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
八丈	-	-	-	-	2	3	1	5	2	-	1	
小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



表2-2-1 食品衛生関係施設数（その5）

		つけ物製造業	等製菓製造業	製粉末造食品	等そう菜半製品	製調味造料業等	魚介類加工業	食料品等販売業					液卵製造業	卵選別包装業
								小計	一般	包装	自動販売機	自動車		
25年度	全都	493	142	203	220	541	415	29,349	20,905	6,061	1,707	676	13	146
	都	146	59	63	58	114	120	5,706	4,071	1,331	215	89	4	77
	区	311	76	120	147	390	291	22,053	15,789	4,316	1,392	556	9	64
	市	36	7	20	15	37	4	1,590	1,045	414	100	31	-	5
26年度	全都	477	129	204	208	540	404	29,542	20,751	6,358	1,812	621	10	143
	都	140	58	66	50	124	120	5,680	3,955	1,404	235	86	3	77
	区	301	64	121	143	379	278	22,285	15,762	4,546	1,462	515	7	61
	市	36	7	17	15	37	6	1,577	1,034	408	115	20	-	5
千代田区	1	-	1	-	10	2	1,635	1,212	234	175	14	1	7	
中央区	7	2	4	5	19	92	1,300	985	184	95	36	-	2	
港区	14	1	2	1	35	11	1,782	1,195	312	238	37	-	2	
新宿区	17	2	1	8	21	4	1,328	1,041	152	120	15	2	3	
文京区	2	1	1	5	10	8	622	371	180	63	8	-	-	
台東区	15	2	4	6	19	7	802	209	547	18	28	-	5	
墨田区	16	2	6	8	18	9	684	484	164	16	20	-	-	
江東区	12	4	6	6	19	30	1,146	830	127	141	48	-	3	
品川区	5	4	6	10	10	8	848	641	119	56	32	-	3	
目黒区	5	2	6	3	14	1	485	332	122	17	14	1	-	
大田区	15	5	7	12	17	10	1,494	1,084	212	159	39	-	1	
世田谷区	27	2	2	9	32	4	1,355	1,092	190	54	19	1	6	
渋谷区	2	3	2	3	18	2	963	782	42	130	9	-	1	
中野区	4	1	3	7	3	3	467	392	50	19	6	-	1	
杉並区	3	3	6	6	6	4	782	619	128	26	9	-	1	
豊島区	7	1	5	11	15	8	885	652	190	36	7	-	4	
北区	4	2	11	2	17	9	599	438	132	19	10	-	1	
荒川区	19	3	2	7	8	3	360	247	102	7	4	-	-	
板橋区	18	4	10	3	15	5	929	581	308	33	7	-	3	
練馬区	26	2	4	5	11	11	867	692	159	4	12	-	10	
足立区	46	6	15	8	22	8	1,229	751	376	19	83	2	3	
葛飾区	21	9	8	6	21	13	721	349	334	6	32	-	2	
江戸川区	15	3	9	12	19	26	1,002	783	182	11	26	-	3	
八王子市	24	5	13	9	27	3	953	607	244	92	10	-	2	
町田市	12	2	4	6	10	3	624	427	164	23	10	-	3	
西多摩	61	15	22	21	22	12	829	605	169	30	25	1	33	
南多摩	14	6	3	3	11	2	561	387	130	34	10	-	6	
多摩立川	19	3	8	5	12	5	1,062	703	298	51	10	1	5	
多摩府中	20	11	8	10	44	12	1,702	1,216	387	84	15	1	9	
多摩小平	15	12	9	8	14	7	1,003	655	296	27	25	-	2	
大島	4	3	3	-	8	25	101	86	14	-	1	-	10	
三宅	-	1	3	-	2	6	22	21	1	-	-	-	4	
八丈	3	2	10	1	9	13	58	52	6	-	-	-	3	
小笠原	3	5	-	2	2	4	13	9	4	-	-	-	-	
市場	1	-	-	-	-	34	329	221	99	9	-	-	5	

(平成27年3月末現在)

	集団給食					ふぐの取扱規制条例に規定する営業		
	小計	幼学 稚校 園・	診病 療院 所・	事工 業場 所・	そ の 他	取ふ 扱 所ぐ	施製ふ 品ぐ 取加 設扱工	
25 年度	全都	7,502	1,857	405	307	4,933	4,179	5,663
	都	1,750	321	109	58	1,262	458	903
	区	5,238	1,394	259	239	3,346	3,639	4,611
	市	514	142	37	10	325	82	149
26 年度	全都	7,743	1,839	404	297	5,203	4,048	6,145
	都	1,810	317	111	59	1,323	405	927
	区	5,406	1,380	256	228	3,542	3,566	5,053
	市	527	142	37	10	338	77	165
千代田区	90	15	9	24	42	237	408	
中央区	128	20	2	28	78	756	620	
港区	212	36	15	47	114	543	594	
新宿区	162	46	9	9	98	379	384	
文京区	141	43	9	3	86	92	138	
台東区	112	29	1	7	75	203	246	
墨田区	148	39	10	4	95	92	185	
江東区	335	83	7	14	231	111	232	
品川区	203	58	8	22	115	93	153	
目黒区	146	35	6	4	101	53	89	
大田区	340	91	16	6	227	101	168	
世田谷区	530	92	16	3	419	121	212	
渋谷区	117	28	7	6	76	164	247	
中野区	142	46	7	-	89	59	73	
杉並区	280	71	3	6	200	56	151	
豊島区	148	42	8	10	88	105	246	
北区	175	56	9	4	106	39	85	
荒川区	136	36	6	5	89	43	68	
板橋区	405	87	33	4	281	53	125	
練馬区	418	107	16	4	291	50	117	
足立区	402	118	31	14	239	82	176	
葛飾区	262	81	12	-	169	61	187	
江戸川区	374	121	16	4	233	73	149	
八王子市	308	87	23	2	196	53	104	
町田市	219	55	14	8	142	24	61	
西多摩	264	31	25	4	204	29	90	
南多摩	198	34	13	5	146	24	44	
多摩立川	310	49	20	20	221	64	154	
多摩府中	543	89	25	12	417	98	228	
多摩小平	428	101	26	4	297	46	108	
大島	26	8	-	1	17	1	6	
三宅	5	4	-	1	-	-	1	
八丈	19	1	1	1	16	1	1	
小笠原	6	-	1	-	5	-	1	
市場	11	-	-	11	-	142	294	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その6)

		に行(4) （規細食 定則品 す第衛 計る十生 ）営六法 業条施	許可を要しない食品製造業				
			小 計	・製 精 粉 ・ 麦 精 業 米	製つ 造け 業 物	その他の 食品製造業	
						一 般 食 品	乳 肉 食 品
25 年 度	全都	151,018	5,948	3,301	1,217	1,332	98
	都	41,256	1,105	444	432	221	8
	区	98,248	4,597	2,698	747	1,062	90
	市	11,514	246	159	38	49	-
26 年 度	全都	152,322	5,968	3,298	1,221	1,351	98
	都	41,281	1,111	444	435	224	8
	区	99,525	4,609	2,695	747	1,077	90
	市	11,516	248	159	39	50	-
	千代田区	1,915	48	15	3	29	1
	中央区	3,703	95	45	4	27	19
	港区	4,180	74	48	4	22	-
	新宿区	5,627	111	91	-	20	-
	文京区	2,173	138	94	16	28	-
	台東区	3,765	130	95	18	17	-
	墨田区	5,066	116	93	5	7	11
	江東区	4,125	107	64	9	29	5
	品川区	5,246	203	144	25	32	2
	目黒区	1,991	306	116	125	54	11
	大田区	7,367	463	287	24	120	32
	世田谷区	9,953	440	211	102	127	-
	渋谷区	3,043	274	69	2	202	1
	中野区	3,371	163	151	9	2	1
	杉並区	4,855	309	149	110	49	1
	豊島区	3,402	210	132	17	58	3
	北区	4,346	387	206	154	27	-
	荒川区	3,054	158	94	42	22	-
	板橋区	3,856	48	8	16	24	-
	練馬区	3,817	110	57	33	20	-
	足立区	4,666	247	195	4	48	-
	葛飾区	5,461	165	114	9	42	-
	江戸川区	4,543	307	217	16	71	3
	八王子市	5,650	172	111	29	32	-
	町田市	5,866	76	48	10	18	-
	西多摩	4,689	304	52	178	72	2
	南多摩	2,738	75	62	8	5	-
	多摩立川	9,424	62	22	-	36	4
	多摩府中	13,191	384	190	133	59	2
	多摩小平	9,119	252	103	107	42	-
	大島	790	16	11	3	2	-
	三宅	234	3	1	-	2	-
	八丈	399	15	3	6	6	-
	小笠原	99	-	-	-	-	-
	市場	598	-	-	-	-	-

(平成27年3月末現在)

		許可を要しない食品販売業								
		小計	魚介類 販売 加工 工業品	乳製品 販売業	アイス クリーム 販売業	野菜 果物 販売業	菓子 (パン 販売業 を含む)	主食 販売業	酒類・ 調味 料販売	その他 食品 販売業
25年度	全都	128,799	13,369	16,945	20,469	12,439	27,336	6,709	13,996	17,536
	都	34,467	4,069	4,965	5,682	3,225	5,932	1,479	4,285	4,830
	区	84,718	7,960	10,670	13,310	7,876	19,518	4,953	8,733	11,698
	市	9,614	1,340	1,310	1,477	1,338	1,886	277	978	1,008
26年度	全都	129,833	13,494	17,067	20,587	12,534	27,571	6,804	14,115	17,661
	都	34,486	4,069	4,965	5,681	3,225	5,954	1,479	4,284	4,829
	区	85,733	8,085	10,792	13,429	7,971	19,731	5,048	8,853	11,824
	市	9,614	1,340	1,310	1,477	1,338	1,886	277	978	1,008
千代田区		1,789	145	435	190	131	648	66	103	71
中央区		3,095	171	221	293	300	703	64	310	1,033
港区		3,586	425	424	429	446	460	425	480	497
新宿区		5,305	290	611	610	382	1,285	215	702	1,210
文京区		1,907	171	142	319	221	500	126	202	226
台東区		3,327	260	301	633	239	1,097	136	292	369
墨田区		4,848	533	572	1,268	323	1,132	193	490	337
江東区		3,635	400	326	559	306	877	225	243	699
品川区		3,892	440	676	533	408	450	415	463	507
目黒区		1,555	104	165	132	320	386	127	156	165
大田区		5,834	745	705	631	568	980	591	780	834
世田谷区		8,833	633	958	1,160	717	2,077	361	1,185	1,742
渋谷区		2,688	290	606	343	99	1,095	121	129	5
中野区		3,005	307	315	351	397	708	174	246	507
杉並区		4,100	389	653	713	464	751	189	255	686
豊島区		2,857	314	476	299	403	761	148	235	221
北区		3,480	396	470	557	302	641	222	381	511
荒川区		2,528	242	290	396	242	511	161	298	388
板橋区		3,429	173	253	758	272	876	250	343	504
練馬区		3,538	460	539	596	273	808	118	213	531
足立区		3,866	214	346	885	330	1,243	243	392	213
葛飾区		4,696	502	875	994	396	757	290	550	332
江戸川区		3,940	481	433	780	432	985	188	405	236
八王子市		4,573	677	704	851	589	1,020	168	385	179
町田市		5,041	663	606	626	749	866	109	593	829
西多摩		3,934	241	582	631	278	1,003	166	294	739
南多摩		2,384	212	288	406	205	452	122	337	362
多摩立川		7,567	909	1,122	1,003	661	1,316	260	1,153	1,143
多摩府中		11,175	1,390	1,576	2,180	815	1,808	352	1,435	1,619
多摩小平		7,538	1,178	1,248	1,290	568	1,148	488	873	745
大島		729	86	105	106	95	107	34	93	103
三宅		183	22	22	21	22	26	22	22	26
八丈		337	18	15	36	65	63	30	66	44
小笠原		83	13	7	8	8	16	5	11	15
市場		556	-	-	-	508	15	-	-	33

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その7)

		食器具容器包装おもちゃ					添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業
		小計	包装器具製造業	包装器具販売業	おもちゃ製造業	おもちゃ販売業			
25年度	全都	8,187	148	5,056	196	2,787	28	7,893	163
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	157
	区	4,854	144	2,944	181	1,585	23	4,055	1
	市	923	-	503	9	411	-	726	5
26年度	全都	8,327	149	5,175	196	2,807	19	8,012	163
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	157
	区	4,994	145	3,063	181	1,605	14	4,174	1
	市	923	-	503	9	411	-	726	5
千代田区	50	-	26	1	23	2	26	-	
中央区	368	35	288	-	45	7	138	-	
港区	104	1	67	-	36	-	416	-	
新宿区	196	-	127	3	66	-	15	-	
文京区	106	2	67	3	34	-	22	-	
台東区	224	16	118	44	46	-	84	-	
墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-	
江東区	163	1	89	1	72	-	220	-	
品川区	495	14	429	-	52	1	655	-	
目黒区	61	5	38	1	17	-	69	-	
大田区	907	3	551	6	347	-	163	-	
世田谷区	467	2	304	1	160	-	213	-	
渋谷区	73	-	49	-	24	3	5	-	
中野区	104	7	37	-	60	-	99	-	
杉並区	140	8	92	-	40	-	306	-	
豊島区	83	3	52	1	27	-	252	-	
北区	152	8	101	-	43	-	327	-	
荒川区	222	2	151	15	54	-	146	-	
板橋区	243	6	179	27	31	-	136	-	
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	317	9	84	9	215	-	283	-	
江戸川区	188	3	56	29	100	1	107	-	
八王子市	435	-	214	-	221	-	470	-	
町田市	488	-	289	9	190	-	256	5	
西多摩	183	-	106	-	77	-	179	89	
南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2	
多摩立川	539	-	437	-	102	-	1,215	41	
多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5	
多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17	
大島	29	2	18	-	9	2	13	1	
三宅	26	-	16	-	10	-	22	-	
八丈	36	-	20	1	15	2	7	2	
小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-	
市場	42	-	42	-	-	-	-	-	



(平成27年3月末現在)

	に行(5) (規細食 再定則品 す第衛 掲る十生 )營七法 業条施	生食用食肉取扱施設				
		飲食店 営業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	給 食 施 設	
25 年 度	全都	55	51	1	3	-
	都	1	1	-	-	-
	区	54	50	1	3	-
	市	-	-	-	-	-
26 年 度	全都	78	73	2	3	-
	都	1	1	-	-	-
	区	77	72	2	3	-
	市	-	-	-	-	-
千代田区	5	5	-	-	-	
中央区	15	15	-	-	-	
港区	23	20	-	3	-	
新宿区	6	6	-	-	-	
文京区	1	1	-	-	-	
台東区	3	3	-	-	-	
墨田区	-	-	-	-	-	
江東区	1	1	-	-	-	
品川区	3	3	-	-	-	
目黒区	3	3	-	-	-	
大田区	1	1	-	-	-	
世田谷区	2	2	-	-	-	
渋谷区	3	3	-	-	-	
中野区	-	-	-	-	-	
杉並区	-	-	-	-	-	
豊島区	3	2	1	-	-	
北区	1	1	-	-	-	
荒川区	1	1	-	-	-	
板橋区	-	-	-	-	-	
練馬区	6	5	1	-	-	
足立区	-	-	-	-	-	
葛飾区	-	-	-	-	-	
江戸川区	-	-	-	-	-	
八王子市	-	-	-	-	-	
町田市	-	-	-	-	-	
西多摩	-	-	-	-	-	
南多摩	-	-	-	-	-	
多摩立川	-	-	-	-	-	
多摩府中	-	-	-	-	-	
多摩小平	1	1	-	-	-	
大島	-	-	-	-	-	
三宅	-	-	-	-	-	
八丈	-	-	-	-	-	
小笠原	-	-	-	-	-	
市場	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総計	（規定する営業に法 計）	食品衛生法 飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム類製造業	乳処理業	特別取扱い業乳	乳製品製造業
25年度	全都	656,701	375,572	153,610	12,525	18,757	149	2,579	77	-	242
	都	351,217	183,475	31,608	2,724	4,734	18	545	68	-	130
	区	290,502	184,737	117,823	9,507	13,351	127	1,947	6	-	106
	市	14,982	7,360	4,179	294	672	4	87	3	-	6
26年度	全都	638,131	371,342	154,662	9,712	18,741	156	2,377	82	-	263
	都	342,181	183,741	31,975	2,425	4,621	21	524	67	-	165
	区	278,980	180,151	118,296	7,095	13,336	132	1,750	15	-	93
	市	16,970	7,450	4,391	192	784	3	103	-	-	5
千代田区	9,505	7,119	5,514	451	320	1	61	-	-	2	
中央区	11,134	7,151	4,861	444	487	-	104	-	-	6	
港区	19,655	15,065	11,082	1,728	477	-	86	-	-	5	
新宿区	16,182	13,412	8,678	606	905	8	117	-	-	5	
文京区	8,408	6,162	3,725	251	553	1	116	-	-	-	
台東区	17,632	13,223	10,177	351	912	2	121	-	-	1	
墨田区	8,224	5,586	3,708	124	513	3	61	-	-	2	
江東区	10,422	6,677	4,094	328	486	6	62	-	-	4	
品川区	5,197	2,892	1,756	201	197	1	4	-	-	1	
目黒区	8,114	5,264	4,453	66	235	-	21	-	-	1	
大田区	16,789	9,415	5,601	265	974	14	136	-	-	12	
世田谷区	16,553	8,791	4,741	340	931	1	69	-	-	5	
渋谷区	7,162	5,251	3,784	311	353	1	91	-	-	3	
中野区	7,351	3,607	1,995	75	282	-	24	-	-	-	
杉並区	18,612	9,499	5,498	371	904	2	68	-	-	2	
豊島区	23,057	15,907	11,383	413	1,093	5	311	-	-	8	
北区	10,415	7,128	4,564	96	471	10	28	-	-	14	
荒川区	5,210	2,480	1,450	64	223	3	25	-	-	1	
板橋区	10,407	5,038	2,961	94	467	36	36	-	-	4	
練馬区	13,109	6,959	3,640	125	810	1	53	-	-	-	
足立区	8,271	4,574	2,775	110	327	9	15	-	-	-	
葛飾区	17,904	12,405	7,720	195	1,007	28	62	15	-	15	
江戸川区	9,667	6,546	4,136	86	409	-	79	-	-	2	
八王子市	5,792	3,247	2,140	85	266	3	29	-	-	-	
町田市	11,178	4,203	2,251	107	518	-	74	-	-	5	
西多摩	9,239	4,293	2,545	124	409	2	66	-	-	11	
南多摩	12,444	3,127	1,635	131	350	-	34	-	-	-	
多摩立川	19,596	11,406	6,623	325	1,161	-	121	3	-	39	
多摩府中	24,326	14,449	8,448	531	1,348	3	206	-	-	11	
多摩小平	15,400	6,510	3,665	136	712	2	46	-	-	4	
大島	2,784	2,330	1,195	22	159	1	20	10	-	6	
三宅	1,674	748	338	5	49	-	-	-	-	-	
八丈	907	511	255	4	47	-	10	5	-	1	
小笠原	972	327	186	-	12	-	5	-	-	-	
市場	161,421	114,814	5,122	915	-	-	-	-	-	-	
センター	85,539	17,437	1,889	-	374	13	16	49	-	93	
芝浦食肉	7,879	7,789	74	232	-	-	-	-	-	-	

(平成27年3月末現在)

	集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	製魚肉ねり製品業	冷食品の冷蔵又は冷凍業	照食品の放射線業	
25年度	全都	-	20,161	8,274	23,305	439	125,181	2,396	438	1,111	-
	都	-	5,432	7,473	11,193	180	113,105	2,394	229	839	-
	区	-	13,963	786	11,561	248	11,537	-	197	255	-
	市	-	766	15	551	11	539	2	12	17	-
26年度	全都	-	19,418	8,290	21,121	427	125,953	2,406	468	1,104	-
	都	-	5,960	7,467	9,827	160	114,396	2,405	247	839	-
	区	-	12,804	809	10,767	235	11,020	-	196	242	-
	市	-	654	14	527	32	537	1	25	23	-
千代田区	-	359	6	180	3	141	-	7	-	-	
中央区	-	298	7	328	12	453	-	16	2	-	
港区	-	781	13	306	2	380	-	-	7	-	
新宿区	-	1,137	67	897	11	805	-	2	-	-	
文京区	-	517	28	392	12	457	-	7	3	-	
台東区	-	654	32	387	12	387	-	1	1	-	
墨田区	-	357	21	294	3	327	-	8	2	-	
江東区	-	446	72	465	8	493	-	8	18	-	
品川区	-	199	36	160	12	181	-	16	1	-	
目黒区	-	139	9	137	-	150	-	5	2	-	
大田区	-	880	52	571	18	574	-	8	52	-	
世田谷区	-	977	18	774	6	802	-	15	3	-	
渋谷区	-	253	13	194	8	174	-	21	1	-	
中野区	-	417	9	350	10	382	-	-	2	-	
杉並区	-	897	32	782	21	733	-	8	2	-	
豊島区	-	658	30	925	24	921	-	12	-	-	
北区	-	647	31	532	7	584	-	2	12	-	
荒川区	-	230	13	172	5	181	-	5	13	-	
板橋区	-	416	35	405	31	372	-	1	22	-	
練馬区	-	716	60	643	13	653	-	3	25	-	
足立区	-	372	110	374	5	373	-	6	1	-	
葛飾区	-	935	62	975	2	970	-	35	43	-	
江戸川区	-	519	53	524	10	527	-	10	30	-	
八王子市	-	214	3	172	2	200	1	20	23	-	
町田市	-	440	11	355	30	337	-	5	-	-	
西多摩	-	378	12	273	8	265	-	-	18	-	
南多摩	-	346	5	274	13	261	-	1	11	-	
多摩立川	-	975	60	861	4	805	-	20	37	-	
多摩府中	-	1,302	45	1,131	30	1,012	-	14	8	-	
多摩小平	-	637	13	535	27	532	5	10	9	-	
大島	-	271	3	203	4	225	8	48	26	-	
三宅	-	108	-	98	-	110	-	-	-	-	
八丈	-	43	3	47	-	51	-	1	4	-	
小笠原	-	43	-	42	-	37	-	-	-	-	
市場	-	1,779	-	719	-	102,900	2,204	131	442	-	
センター	-	-	90	5,533	74	8,198	188	22	226	-	
芝浦食肉	-	78	7,236	111	-	-	-	-	58	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その2）

	製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨー ーガ 造トリ ニン ン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	
25 年 度	全都	199	36	224	307	45	7	41	16	102	47
	都	116	28	204	232	21	2	18	7	51	25
	区	75	8	20	75	22	5	20	7	48	22
	市	8	-	-	-	2	-	3	2	3	-
26 年 度	全都	190	42	211	278	93	5	35	10	88	56
	都	110	29	199	193	23	2	21	3	36	30
	区	72	13	12	77	68	3	11	5	50	24
	市	8	-	-	8	2	-	3	2	2	2
千代田区	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
中央区	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
港区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新宿区	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
文京区	-	-	-	6	-	-	1	-	-	-	-
台東区	4	-	-	15	-	-	2	-	3	-	-
墨田区	3	-	1	-	39	-	-	-	1	4	-
江東区	1	-	1	3	-	-	2	-	5	-	-
品川区	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
目黒区	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
大田区	3	-	4	11	3	-	-	-	10	2	-
世田谷区	1	1	-	8	-	-	1	1	-	-	-
渋谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
中野区	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
杉並区	2	-	2	1	-	-	1	2	3	4	-
豊島区	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
北区	9	-	-	4	-	-	-	-	4	5	-
荒川区	-	-	2	4	3	-	-	-	2	-	-
板橋区	-	-	-	2	1	-	-	-	4	-	-
練馬区	8	-	-	1	-	-	-	-	1	5	-
足立区	2	-	1	2	-	-	-	-	6	-	-
葛飾区	25	12	-	8	13	2	1	2	7	-	-
江戸川区	5	-	1	6	7	1	-	-	3	-	-
八王子市	6	-	-	6	2	-	-	-	2	2	-
町田市	2	-	-	2	-	-	3	2	-	-	-
西多摩	5	-	-	2	3	-	14	1	7	6	-
南多摩	3	-	-	2	-	-	3	-	2	-	-
多摩立川	17	3	-	5	9	-	1	-	8	-	-
多摩府中	11	-	-	8	-	-	-	-	12	2	-
多摩小平	1	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-
大島	2	-	45	1	6	-	-	-	-	6	-
三宅	2	-	-	11	-	-	-	-	-	1	-
八丈	1	-	5	3	-	-	-	2	-	4	-
小笠原	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
市場	-	-	149	159	-	-	-	-	-	-	-
センター	67	26	-	-	5	2	3	-	7	9	-
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成27年3月末現在)

		豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	食べか 品ん詰 製ん詰 造又 業詰は	添加物製造業	（す取食 総縮品 る条例製 数営に造 業定業）	行 商	つけ物製造業	製菓 造材 料 業等
25年度	全都	1,639	20	900	2,576	46	123	63,320	3,568	700	129
	都	513	15	265	1,242	18	46	32,229	162	340	67
	区	1,056	5	603	1,255	26	76	29,641	3,393	336	60
	市	70	-	32	79	2	1	1,450	13	24	2
26年度	全都	1,590	16	889	2,540	34	85	61,271	2,839	527	112
	都	543	9	309	1,102	13	20	30,967	107	234	52
	区	991	7	555	1,393	21	59	28,760	2,732	273	56
	市	56	-	25	45	-	6	1,544	-	20	4
千代田区	17	-	9	44	-	2	811	13	-	-	
中央区	38	1	12	74	2	1	1,968	675	9	-	
港区	38	-	8	152	-	-	2,114	1,086	12	-	
新宿区	51	-	32	88	-	-	1,454	33	17	-	
文京区	44	-	19	27	-	3	1,070	37	4	1	
台東区	40	-	26	86	1	8	1,368	99	15	3	
墨田区	40	2	25	46	-	2	863	39	16	-	
江東区	69	-	27	74	1	4	1,382	143	10	-	
品川区	22	-	27	74	-	2	611	179	8	2	
目黒区	16	-	6	15	-	5	368	6	-	-	
大田区	55	-	43	119	5	3	1,681	40	19	6	
世田谷区	46	-	24	25	1	1	1,318	23	14	1	
渋谷区	8	-	8	25	-	-	660	155	-	-	
中野区	27	-	7	22	1	1	567	-	3	-	
杉並区	60	-	29	73	1	1	1,562	32	2	3	
豊島区	48	-	37	36	-	-	2,526	105	7	1	
北区	30	3	20	51	1	3	1,271	-	7	1	
荒川区	36	-	14	30	4	-	499	3	6	6	
板橋区	60	-	48	39	1	3	1,140	10	19	6	
練馬区	80	-	37	85	-	-	1,486	28	46	3	
足立区	12	1	12	60	-	1	861	-	26	-	
葛飾区	109	-	73	74	2	13	2,076	17	20	22	
江戸川区	45	-	12	74	1	6	1,104	9	13	1	
八王子市	32	-	18	15	-	6	849	-	6	3	
町田市	24	-	7	30	-	-	695	-	14	1	
西多摩	38	3	35	64	1	3	1,124	-	72	16	
南多摩	17	-	6	32	1	-	706	-	12	2	
多摩立川	107	-	115	106	1	-	1,987	1	40	6	
多摩府中	115	-	111	98	1	2	2,432	40	24	4	
多摩小平	112	1	27	32	1	-	1,427	-	14	7	
大島	14	1	2	49	-	3	430	-	3	2	
三宅	-	-	-	26	-	-	163	-	-	1	
八丈	2	-	1	22	-	-	107	-	3	1	
小笠原	-	-	-	-	-	-	81	-	1	5	
市場	-	-	-	294	-	-	10,032	66	35	-	
センター	138	4	12	379	8	12	12,410	-	30	8	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	68	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		粉末食品製造業	製そう菜半製品等	調味料等製造業	魚介類加工業	食料品等販売業	液卵製造業	卵選別包装業	集団給食	ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
										取ふ扱所ぐ	施製ふ品ぐ取加工扱工
25年度	全都	181	184	420	1,716	46,446	26	259	9,691	11,859	14,178
	都	88	64	151	1,417	26,916	18	244	2,762	7,629	9,822
	区	69	110	247	283	18,572	8	13	6,550	4,089	4,134
	市	24	10	22	16	958	-	2	379	141	222
26年度	全都	211	172	512	1,745	45,545	21	170	9,417	10,641	12,001
	都	94	57	224	1,495	26,087	16	161	2,440	6,607	8,261
	区	110	107	271	230	18,567	5	9	6,400	3,887	3,543
	市	7	8	17	20	891	-	-	577	147	197
千代田区	-	-	2	-	726	1	3	66	381	474	
中央区	1	1	6	58	1,046	-	-	172	504	304	
港区	-	4	2	2	728	-	-	280	141	114	
新宿区	-	5	12	9	1,123	-	-	255	419	151	
文京区	1	2	11	6	795	-	-	213	96	141	
台東区	4	5	20	7	1,017	-	3	195	231	82	
墨田区	14	4	22	11	558	-	-	199	126	110	
江東区	-	2	15	29	874	-	-	309	238	372	
品川区	2	5	7	1	248	-	-	159	151	204	
目黒区	3	-	4	-	212	1	-	142	145	157	
大田区	8	7	17	11	1,103	-	-	470	191	101	
世田谷区	1	4	12	1	1,212	1	-	49	138	93	
渋谷区	1	3	3	-	371	-	-	127	141	164	
中野区	1	-	2	-	427	-	-	134	57	69	
杉並区	5	7	6	5	1,055	-	1	446	79	107	
豊島区	8	19	16	9	2,166	-	-	195	124	176	
北区	18	1	13	5	816	-	-	410	93	80	
荒川区	2	10	5	2	228	-	-	237	74	115	
板橋区	4	2	18	6	633	-	-	442	82	182	
練馬区	6	2	16	12	773	-	1	599	110	114	
足立区	7	3	9	3	449	1	-	363	104	52	
葛飾区	20	8	45	20	1,336	1	1	586	182	76	
江戸川区	4	13	8	33	671	-	-	352	80	105	
八王子市	6	5	13	2	304	-	-	510	67	71	
町田市	1	3	4	18	587	-	-	67	80	126	
西多摩	10	19	9	9	592	2	2	393	3	94	
南多摩	1	1	8	4	441	-	1	236	33	84	
多摩立川	24	8	34	14	1,235	5	5	615	181	195	
多摩府中	6	15	113	34	1,845	2	2	347	259	500	
多摩小平	6	3	9	9	834	-	2	543	83	187	
大島	2	-	9	35	287	-	16	76	1	13	
三宅	5	-	2	19	123	-	1	12	-	8	
八丈	7	-	8	4	69	-	-	15	1	1	
小笠原	-	3	3	5	55	-	-	9	2	-	
市場	-	-	-	821	8,784	-	132	194	5,985	5,259	
センター	33	8	29	541	11,754	7	-	-	59	1,920	
芝浦食肉	-	-	-	-	68	-	-	-	-	-	

(平成27年3月末現在)

		食品衛生法施行 細則第十六条に 規定する営業 （総数）	許可を要しない 食品製造業	許可を要しない 食品販売業	製造・器具・容器 包装 販売業	添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	食品衛生法施行 細則第十七条に 規定する営業 （再掲）
25年度	全都	191,772	3,684	167,759	12,792	8	7,526	3	91
	都	118,062	1,248	103,301	8,299	8	5,203	3	1
	区	67,901	2,328	59,817	3,837	-	1,919	-	90
	市	5,809	108	4,641	656	-	404	-	-
26年度	全都	182,876	3,756	158,442	12,800	1	7,874	3	167
	都	112,605	840	98,330	7,913	-	5,519	3	-
	区	62,639	2,885	54,401	3,623	1	1,729	-	167
	市	7,632	31	5,711	1,264	-	626	-	-
千代田区	720	106	609	3	-	2	-	4	
中央区	1,207	3	1,198	6	-	-	-	5	
港区	2,221	-	2,221	-	-	-	-	46	
新宿区	746	28	695	22	-	1	-	6	
文京区	939	21	897	12	-	9	-	2	
台東区	2,728	72	2,470	136	-	50	-	5	
墨田区	1,539	219	1,277	32	-	11	-	-	
江東区	1,753	27	1,345	280	-	101	-	-	
品川区	1,339	1	1,082	119	-	137	-	67	
目黒区	2,180	-	2,112	30	-	38	-	3	
大田区	5,401	5	5,228	138	-	30	-	7	
世田谷区	6,213	90	5,306	569	-	248	-	-	
渋谷区	946	467	479	-	-	-	-	4	
中野区	3,051	1	3,045	3	1	1	-	-	
杉並区	7,365	570	5,604	856	-	335	-	-	
豊島区	4,324	105	3,991	33	-	195	-	4	
北区	1,843	255	1,229	140	-	219	-	3	
荒川区	2,042	80	1,699	182	-	81	-	3	
板橋区	3,965	131	3,569	214	-	51	-	-	
練馬区	4,440	202	4,017	221	-	-	-	8	
足立区	2,680	327	2,018	204	-	131	-	-	
葛飾区	3,165	165	2,624	322	-	54	-	-	
江戸川区	1,832	10	1,686	101	-	35	-	-	
八王子市	1,558	17	1,412	90	-	39	-	-	
町田市	6,074	14	4,299	1,174	-	587	-	-	
西多摩	3,725	272	3,204	132	-	117	-	-	
南多摩	8,494	86	7,934	241	-	233	-	-	
多摩立川	5,827	26	5,078	206	-	517	-	-	
多摩府中	6,686	202	5,872	201	-	411	-	-	
多摩小平	7,193	200	5,956	428	-	609	-	-	
大島	10	10	-	-	-	-	-	-	
三宅	755	-	755	-	-	-	-	-	
八丈	287	2	255	27	-	-	3	-	
小笠原	562	-	521	41	-	-	-	-	
市場	25,331	-	24,050	1,281	-	-	-	-	
センター	53,713	42	44,683	5,356	-	3,632	-	-	
芝浦食肉	22	-	22	-	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

## 第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成26年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合計			細菌検査			化学検査		
			合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品
魚介類 等	魚介類		3276	2718	558	2080	1794	286	1196	924	272
	魚介類加工品		2920	2766	154	1144	1082	62	1776	1684	92
冷凍 食品	無加熱摂取		521	89	432	139	33	106	382	56	326
	凍結前加熱済・加熱後摂取		279	248	31	99	91	8	180	157	23
	凍結前未加熱・加熱後摂取		743	188	555	145	82	63	598	106	492
	生食用冷凍鮮魚介類		16	15	1	10	9	1	6	6	0
肉・卵類及びその加工品			12770	7739	5031	4239	2995	1244	8531	4744	3787
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		1168	1151	17	153	136	17	1015	1015	0
	乳製品		1497	1187	310	330	196	134	1167	991	176
	乳類加工品		132	129	3	55	55	0	77	74	3
	アイスクリーム類・氷菓		500	500	0	362	362	0	138	138	0
農産物 等	穀類及びその加工品		1967	1319	648	220	219	1	1747	1100	647
	野菜類・果物及びその加工品		15178	6137	9041	3184	1749	1435	11994	4388	7606
菓子類			7181	6405	776	3632	3426	206	3549	2979	570
飲料・ 氷雪・ 水	清涼飲料水		2254	1983	271	358	313	45	1896	1670	226
	酒精飲料		399	102	297	21	21	0	378	81	297
	氷雪		25	25	0	25	25	0	0	0	0
	水		303	298	5	298	298	0	5	0	5
その他 の食品	缶詰・びん詰		197	47	150	9	9	0	188	38	150
	調味料		2098	1777	321	819	704	115	1279	1073	206
	そうざい類及びその半製品		7132	7065	67	5547	5533	14	1585	1532	53
	上記以外の食品		4122	3569	553	2285	2251	34	1837	1318	519
添加物	別表第2の添加物及びその製剤		11	8	3	2	2	0	9	6	3
	その他添加物		3	3	0	1	1	0	2	2	0
器具等	器具及び容器包装		239	205	34	20	20	0	219	185	34
	おもちゃ		35	4	31	0	0	0	35	4	31
合計			64966	45677	19289	25177	21406	3771	39789	24271	15518



### 第3 GLP

#### 1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

##### (1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

##### (2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

##### (3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

#### 2 検査の精度管理の実施結果(平成26年度)

##### (1) 内部点検

- ア 実施期間 平成26年6月から平成27年2月まで
- イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課
- ウ 点検実施施設数 33ヵ所
- エ 実施結果  
改善措置を要する施設は無かった。

##### (2) 内部精度管理

- ア 実施期間 平成26年4月から平成27年3月まで
- イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設
- ウ 実施結果  
微生物学的検査及び理化学的検査について、19施

設を対象に精度管理を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

##### (3) 外部精度管理調査

- ア 実施期間 平成26年6月から平成27年2月まで
- イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター
- ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ33施設を対象に技能評価を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

#### 3 その他

食品表示法の施行に伴い「東京都の食品衛生検査施設等における検査等の業務管理要綱」を一部改正した。

信頼性確保部門責任者が内部点検における注意、検討等を要する事項を検査部門責任者へ通知する方法を現状に合わせて見直し、「東京都の食品衛生検査施設等における内部点検実施要領」を一部改正した。

課長代理の職が設置されたことに伴い「東京都の食品衛生検査施設等における検査等の業務管理実施細目」及び「食品衛生検査施設等における検査等の業務管理責任者連絡協議会設置要綱」を一部改正した。

### 第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	医 学 ・ 歯 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平成26年度計		4	40	8	3	31	14	56	29	92	277
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	1	-	4	-	-	5
食肉製品		3	4	5	1	24	10	9	18	49	123
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	2	-	-	1	-	5	-	1	9
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	-	2	-	-	3
添 加 物		1	33	1	2	5	4	36	11	42	135

## 第4節 輸入食品対策

### 第1 輸入食品対策実施結果

平成26年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約222万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63

年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成26年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 492検体 (2) 輸入食品の放射能検査 100検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 248軒 収去検体数 1,735検体
検 査 法 の 開 発	○ 指定外添加物（2物質） パラロズアニリン、オーラミン0 ○ 農薬（3物質） フルジオキシニル（殺菌剤）、シハロトリン（殺虫剤）、クロルフェナピル（殺虫剤・殺ダニ剤） ○ 動物用医薬品（1物質） アセタミプリド（はちみつ分析用）
普 及 ・ 啓 発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を開催 ○ 開催日 平成26年9月16日 ○ 受講者数 459名 ○ 講習内容 1 「食品表示法の施行に向けて」 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課 内田 忍 2 輸入食品におけるフードディフェンス (1) 「フードディフェンスについて」 公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事 高谷 幸 (2) 「サントリーグループにおける取組」 サントリーホールディングス株式会社 品質戦略部課長 森川 恵介

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、平成26年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

平成26年4月から平成27年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について492検体91品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが180検体(36.6%)と最も多く、以下、北米122検体(24.8%)、中南米61検体

(12.4%)、欧州60検体(12.2%)、大洋州52検体(10.6%)、アフリカ16検体(3.3%)、中東1検体(0.2%)であった。

生産国の上位5か国は、アメリカ(109検体)、中国(80検体)、フィリピン(40検体)、ニュージーランド(35検体)、タイ(28検体)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、139種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

177検体(36品目)から39種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、「ジニコナゾールを0.50ppm検出した未成熟エンドウ」等3検体(3品目)から基準を超える農薬を検出した。(表2-4-6)

表2-4-2 検体数及び品目数

分類	検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）
野菜	生鮮	169	27 アーティチョーク(1)、アスパラガス(17)、インゲン(1)、エダマメ(1)、エンダイブ(3)、オクラ(10)、カボチャ(15)、クワイ(1)、ゴボウ(2)、サトイモ(1)、サボイキャベツ(1)、シイタケ(2)、ショウガ(10)、セロリ(3)、タケノコ(1)、チコリ(7)、トマト(1)、トレビス(14)、ニンジン(10)、ハクサイ(1)、パプリカ(40)、ブロッコリー(10)、ベビーコーン(7)、マコモダケ(1)、マツタケ(3)、リーキ(1)、未成熟エンドウ(5)
	冷凍	45	16 アスパラガス(2)、インゲン(7)、オクラ(3)、カボチャ(1)、カリフラワー(3)、グリーンピース(3)、サトイモ(5)、シイタケ(1)、ズッキーニ(1)、ソラマメ(2)、トウモロコシ(4)、ナバナ(2)、ピーマン(1)、ブロッコリー(7)、ハウレンソウ(2)、レンコン(1)
	計	214	
果実	生鮮	160	20 イチゴ(3)、オウトウ(2)、オレンジ(21)、キウイ(16)、グレープフルーツ(21)、ザクロ(3)、ドラゴンフルーツ(1)、パイナップル(15)、バナナ(16)、パパイヤ(4)、ブドウ(11)、ブルーベリー(3)、マンゴー(14)、メロゴールド(1)、メロン(6)、ライチ(2)、ライム(1)、ラズベリー(1)、リンゴ(3)、レモン(16)
	冷凍	39	10 イチゴ(9)、カシス(1)、パイナップル(2)、ブドウ(1)、ブラックベリー(1)、ブルーベリー(12)、マンゴー(8)、ライチ(2)、ラズベリー(2)、ランブータン(1)
	乾燥	11	7 アンズ(1)、イチジク(1)、ナシ(1)、バナナ(2)、プルーン(2)、マンゴー(2)、モモ(2)
	計	210	
穀類及びその加工品	13	5	キヌア(1)、キビ(2)、ハトムギ(1)、麦(1)、麦芽(8)
豆類及びその加工品	15	4	インゲンマメ(8)、ササゲ(1)、ヒヨコマメ(5)、リョクトウ(1)
その他	40	2	野菜加工品(19)、果実加工品(21)
合計	492	91	

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
カーバメート系農薬 (12種類)	殺虫剤 (10種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	クロルプロファム
	除草剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (48種類)	殺菌剤 (22種類)	アズキシストロビン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジニコナゾール、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ピラクロストロビン、フェナリモル、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアホール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、ペンコナゾール、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム
	除草剤 (15種類)	アラクロール、シマジン、トリフルラリン、ブタクロール、プレチラクロール、メトラクロール、メフェナセット、レナシル、エスプロカルブ、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、ピリプチカルブ、ピリミノバックメチル、ペンディメタリン
	殺虫剤 (10種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、ブプロフェジン
	植物成長調整剤 (1種類)	パクロボトラゾール
ピレスロイド系農薬 (11種類)	殺虫剤 (10種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シベルメトリン、ハルフェンプロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ベルメトリン
	共力剤 (1種類)	ピペロニルブトキシド
有機リン系農薬 (34種類)	殺虫剤 (29種類)	EPN、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、トリアゾホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェントロチオン、フェンスルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン
	除草剤 (3種類)	アニロホス、ピペロホス、ブタミホス
	殺菌剤 (2種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
含ハロゲン系農薬 (2種類)	殺菌剤 (1種類)	プロシミドン
	殺虫剤 (1種類)	テフルトリン
有機塩素系農薬 (1種類)	殺虫剤 (1種類)	クロルデン
その他の農薬 (30種類)	殺菌剤 (10種類)	ジクロシメット、ビテルタノール、プリメタニル、ピロキロン、フェノキサニル、フェンブコナゾール、フルキンコナゾール、ベナラキシル、ボスカリド、メプロニル
	除草剤 (9種類)	シハロホップブチル、ジメテナミド、ターバシル、テルプトリン、ピコリナフェン、ピラフルフェンエチル、プロパジン、プロメトリン、ベンフレセート
	殺虫剤 (6種類)	エトキサゾール、エトフェンプロックス、クロルベンジレート、ジクロフェンチオン、シラフルオフェン、フィプロニル
	防ばい剤 (3種類)	イマザリル、オルトフェニルフェノール、チアベンダゾール
	植物成長調整剤 (1種類)	ウニコナゾールP
	薬害軽減剤 (1種類)	メフェンピルジエチル
その他 (1種類)	その他 (1種類)	臭素

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
カーバ メート 系	カルバリル	オレンジ	1	1.5	7	オレンジ
	チオジカルブ及びメソミル	インゲン	1	0.22	1	未成熟インゲン
含窒素系	アセタミプリド	ブルーベリー	1	0.01	2	ブルーベリー
		未成熟エンドウ	1	0.06	2	未成熟エンドウ
	アゾキシストロビン	アーティチョーク	1	0.68	5	アーティチョーク
		イチゴ	3	0.02-0.06	10	イチゴ
		オクラ	1	0.05	3	オクラ
		グレープフルーツ	2	0.01-0.04	10	グレープフルーツ
		バナナ	1	0.03	3	バナナ
		パプリカ	5	0.01-0.03	30	その他のナス科野菜
		ブルーベリー	2	0.03-0.06	5	ブルーベリー
		ハウレンソウ	1	0.03	30	ハウレンソウ
		マンゴー	4	0.04-0.46	1	マンゴー
		レモン	4	0.01-0.03	10	レモン
	イミダクロプリド	イチゴ	1	0.01	0.5	イチゴ
		インゲン	2	0.01	3	未成熟インゲン
		オウトウ	1	0.03	2	オウトウ
		オクラ	4	0.02-0.14	0.7	オクラ
		オレンジ	1	0.03	0.7	オレンジ
		カボチャ	6	0.02-0.04	1	カボチャ
		グレープフルーツ	4	0.01-0.06	0.7	グレープフルーツ
		トレビス	4	0.01-0.02	5	その他のキク科野菜
		パプリカ	9	0.01-0.06	5	その他のナス科野菜
		ブドウ	2	0.01-0.05	3	ブドウ
		ブルーベリー	4	0.01-0.09	4	ブルーベリー
		ハウレンソウ	1	0.06	15	ハウレンソウ
		マンゴー	1	0.03	1	マンゴー
		未成熟エンドウ	1	0.02	4	未成熟エンドウ
		メロン	1	0.03	0.4	メロン類果実
		ラズベリー	1	0.01	4	ラズベリー
		レモン	2	0.03-0.04	0.7	レモン
	野菜加工品	1	0.02	—		
	オキサジキシル	インゲン	1	0.03	5	未成熟インゲン
	クレソキシムメチル	パプリカ	1	0.01	3	その他のナス科野菜
	クロチアニジン	オウトウ	1	0.01	5	オウトウ
オクラ		1	0.07	1	オクラ	
パプリカ		1	0.01	10	その他のナス科野菜	
ブドウ		1	0.06	5	ブドウ	
ジニコナゾール	未成熟エンドウ	1	0.5	0.01	一律基準	
ジノテフラン	オクラ	1	0.07	2	オクラ	
	カボチャ	3	0.01	2	カボチャ	
	パプリカ	2	0.03-0.07	15	その他のナス科野菜	
チアクロプリド	パプリカ	1	0.09	5	その他のナス科野菜	
チアメトキサム	オウトウ	1	0.06	5	オウトウ	
	パプリカ	2	0.01-0.05	2	その他のナス科野菜	
テトラコナゾール	パプリカ	4	0.06-0.15	1	その他のナス科野菜	
テブコナゾール	イチゴ	1	0.01	2	イチゴ	
	オレンジ	1	0.04	5	オレンジ	
	グレープフルーツ	1	0.02	5	グレープフルーツ	
	ブドウ	3	0.04-0.11	10	ブドウ	
テブフェンピラド	パプリカ	1	0.01	0.5	その他のナス科野菜	
トリアジメノール	パイナップル	2	0.03-0.08	3	パイナップル	
トリアジメホン	パイナップル	1	0.01	3	パイナップル	

\*平成 27 年 3 月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	ピラクロストロビン	イチゴ	3	0.02	2	イチゴ
		オウトウ	1	0.14	3	オウトウ
		オレンジ	1	0.03	2	オレンジ
		グレープフルーツ	7	0.01-0.08	2	グレープフルーツ
		パプリカ	3	0.01-0.06	3	その他のナス科野菜
		ブドウ	3	0.02-0.07	3	ブドウ
		ブルーベリー	5	0.01-0.06	4	ブルーベリー
		ブロッコリー	1	0.04	5	ブロッコリー
	ピリダベン	グレープフルーツ	1	0.01	1	グレープフルーツ
		果実加工品	1	0.02	—	
	ピリプロキシフェン	グレープフルーツ	1	0.01	0.5	グレープフルーツ
		パプリカ	1	0.12	2	その他のナス科野菜
		メロゴールド	1	0.01	0.5	その他のかんきつ類果実
	ピリメタニル	イチゴ	3	0.02-0.22	10	イチゴ
		グレープフルーツ	4	0.01-1.9	10	グレープフルーツ
	ピリメタニル	ブドウ	2	0.08-0.15	10	ブドウ
		未成熟エンドウ	1	0.02	0.3	未成熟エンドウ
	フェンブコナゾール	グレープフルーツ	4	0.01-0.08	1	グレープフルーツ
	ブプロフェジン	ブドウ	1	0.06	1	ブドウ
	プロピコナゾール	イチゴ	1	0.01	1	イチゴ
		セロリ	1	0.02	5	セロリ
		未成熟エンドウ	1	0.03	0.05	未成熟エンドウ
	ボスカリド	イチゴ	5	0.02-0.07	15	イチゴ
		オウトウ	1	0.12	3	オウトウ
		セロリ	1	0.02	30	セロリ
		トレビス	3	0.01-0.06	40	その他のキク科野菜
		ニンジン	1	0.01	2	ニンジン
		パプリカ	6	0.03-0.14	40	その他のナス科野菜
		ブドウ	6	0.03-0.14	10	ブドウ
		ブラックベリー	1	0.03	10	ブラックベリー
		ブルーベリー	12	0.01-0.47	10	ブルーベリー
		ブロッコリー	1	0.02	5	ブロッコリー
	ラズベリー	1	0.05	10	ラズベリー	
マイクロブタニル	イチゴ	4	0.02-0.08	1	イチゴ	
	カボチャ	2	0.01-0.03	1	カボチャ	
	ブドウ	2	0.01-0.03	1	ブドウ	
	未成熟エンドウ	2	0.02-0.11	1	未成熟エンドウ	
	ラズベリー	1	0.01	1	ラズベリー	
メタラキシル及び メフェノキサム	オクラ	1	0.04	1	オクラ	
	カボチャ	2	0.01-0.03	0.2	カボチャ	
ピレスロイド系	シハロトリン	アスパラガス	1	0.03	10	アスパラガス
		オウトウ	1	0.04	10	オウトウ
		バナナ	1	0.02	10	バナナ
	ピフェントリン	イチゴ	1	0.05	10	イチゴ
		セロリ	1	0.02	10	その他のセリ科野菜
		バナナ	1	0.01	10	バナナ
有機リン系	クロルピリホス	オレンジ	7	0.01-0.21	10	オレンジ
		キヌア	1	0.02	10	その他の穀類
		グレープフルーツ	8	0.01-0.09	10	グレープフルーツ
		ナシ	1	0.02	10	ナシ
		バナナ	8	0.01-0.04	20	バナナ
		メロゴールド	1	0.02	30	その他のかんきつ類果実
		レモン	7	0.02-0.12	50	レモン
	ジメトエート	オクラ	1	0.01	50	オクラ
	マラチオン	ブルーベリー	6	0.01-0.05	20	ブルーベリー
		ラズベリー	1	0.01	20	ラズベリー
メチダチオン	オレンジ	2	0.01-0.07	30	オレンジ	

\*平成27年3月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果（その3）

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
その他の農薬	イマザリル	オレンジ	16	0.04-3.9	1	オレンジ
		グレープフルーツ	15	0.09-1.8	5	グレープフルーツ
		バナナ	1	0.02	5	バナナ
		メロゴールド	1	1.4	5	その他のかんきつ類果実
		レモン	9	0.03-2.3	5	レモン
	エトフェンプロックス	エダマメ	1	0.03	5	エダマメ
		バナナ	1	0.04	5	バナナ
	オルトフェニルフェノール	グレープフルーツ	6	0.18-0.77	5	グレープフルーツ
	チアベンダゾール	オレンジ	14	0.15-2.1	5	オレンジ
		グレープフルーツ	11	0.09-2	10	グレープフルーツ
		バナナ	1	0.01	10	バナナ
		メロゴールド	1	2	10	その他のかんきつ類果実
		レモン	9	0.07-1.5	10	レモン
	ピリメタニル	未成熟エンドウ	1	0.03	10	未成熟エンドウ
	フルジオキシニル	イチゴ	1	0.01	10	イチゴ
		レモン	1	0.97	10	レモン
	その他	臭素	イチゴ	2	12-19	0.5
オウトウ			1	11	0.5	オウトウ
オレンジ			1	1	2	オレンジ
キウイ			1	1	0.05	キウイ
グレープフルーツ			1	1	0.1	グレープフルーツ
ザクロ			3	3-18	1	その他の果実
パイナップル			1	1	1	パイナップル
麦芽			5	1-6	1	その他の穀類
ハトムギ			1	2	1	その他の穀類
バナナ			2	1-4	1	バナナ
リンゴ			2	2	1	リンゴ
レモン			1	2	1	レモン

\*平成 27 年 3 月時点



表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その1)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
野菜 生鮮	アーティチョーク	アメリカ	アズキシストロビン	0.68	健康安全研究センター
野菜 冷凍	アスパラガス	中国	シハロトリン	0.03	市場衛生検査所
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	アズキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	アズキシストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ビフェントリン	0.05	市場衛生検査所
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.18	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.22	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	フルジオクソニル	0.01	市場衛生検査所
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	プロピコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	臭素	12	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	臭素	19	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	チリ	アズキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	チリ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	トルコ	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	インゲン	タイ	チオジカルブ及びメソミル	0.22	健康安全研究センター
野菜 冷凍	インゲン	中国	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	インゲン	中国	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	インゲン	中国	オキサジキシル	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	エダマメ	台湾	エトフェンブロックス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	シハロトリン	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	チアメトキサム	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	ボスカリド	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	臭素	11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.14	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	ジノテフラン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アズキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	クロチアニジン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	中国	メタラキシル及びメフェノキサム	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	2.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	カルバリル	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.21	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その2)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.49	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.69	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.88	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.88	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	1.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	2.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	2.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	3.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	3.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.97	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	2.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	テブコナゾール	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	メチダチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	メチダチオン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	イマザリル	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	イマザリル	3.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	ピラクロストロピン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ジノテフラン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ジノテフラン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ジノテフラン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ミクロブタニル	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メタラキシル及びメフェノキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メタラキシル及びメフェノキサム	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	キウイ	ニュージーランド	臭素	1	健康安全研究センター
穀類	キヌア	ボリビア	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.18	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.83	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.89	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イミダクロプリド	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.18	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.3	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.65	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.72	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.77	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.33	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.36	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.57	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.89	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.94	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	1.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピリダベン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	フェンブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	フェンブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	フェンブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	フェンブコナゾール	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	アズキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	アズキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.49	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.61	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.82	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.89	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.93	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.64	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	テブコナゾール	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	1.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	ザクロ	アメリカ	臭素	3	健康安全研究センター
果実 生鮮	ザクロ	アメリカ	臭素	4	健康安全研究センター
果実 生鮮	ザクロ	アメリカ	臭素	18	健康安全研究センター
野菜 生鮮	セロリ	アメリカ	ビフェントリン	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	セロリ	アメリカ	プロピコナゾール	0.02	市場衛生検査所

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その4)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
野菜 生鮮	セロリ	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.06	健康安全研究センター
果実 乾燥	ナシ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメノール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメノール	0.08	市場衛生検査所
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメホン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
穀類	麦芽	イギリス	臭素	3	健康安全研究センター
穀類	麦芽	イギリス	臭素	6	健康安全研究センター
穀類	麦芽	カナダ	臭素	1	健康安全研究センター
穀類	麦芽	カナダ	臭素	4	健康安全研究センター
穀類	麦芽	ドイツ	臭素	3	健康安全研究センター
穀類	ハトムギ	タイ	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	イマザリル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	チアベンダゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ビフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	臭素	4	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	アズキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	エトフェンプロックス	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	シハロトリン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアクロプリド	0.09	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.05	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その5)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.13	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.15	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テブフェンピラド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリプロキシフェン	0.12	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.09	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.13	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	クロチアニジン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ブプロフェジン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	マイクロブタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.11	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.14	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	マイクロブタニル	0.01	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブラックベリー	チリ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アズキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アズキシストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.09	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.47	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.13	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.17	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.25	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.36	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.05	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その6)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
果実 冷凍	ブルーベリー	チリ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ボスカリド	0.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	マラチオン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ブロッコリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ブロッコリー	エクアドル	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ホウレンソウ	中国	アズキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ホウレンソウ	中国	イミダクロプリド	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	フィリピン	アズキシストロビン	0.45	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	フィリピン	アズキシストロビン	0.46	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	アズキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	アズキシストロビン	0.27	健康安全研究センター
果実 冷凍	マンゴー	台湾	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	アセタミプリド	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ジニコナゾール	0.5	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ピリメタニル	0.03	市場衛生検査所
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	プロピコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	マイクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	マイクロブタニル	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	イマザリル	1.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	チアベンダゾール	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	アメリカ	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	アメリカ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	アメリカ	マイクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	リンゴ	ニュージーランド	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	リンゴ	ニュージーランド	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アズキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アズキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アズキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アズキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.32	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	クロルピリホス	0.09	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.41	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.42	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	1.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	2.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.07	市場衛生検査所

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その7）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.18	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.27	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.31	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.34	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	フルジオキシニル	0.97	市場衛生検査所
果実加工品	—	フランス	ピリダベン	0.02	健康安全研究センター
野菜加工品	—	台湾	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	生産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
生鮮 野菜	未成熟エンドウ (スナップエンドウ)	中国	ジニコナゾール 0.50	0.01 (一律基準)	健康安全研究センター
その他	果実加工品	フランス	ピリダベン 0.02	0.01 (一律基準)	健康安全研究センター
生鮮 野菜	セロリ	アメリカ	ビフェントリン 0.02	0.01 (一律基準)	市場衛生検査所

\*平成 27 年 3 月時点

### 第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成26年度の結果は以下のとおりである。

#### 1 検査対象食品

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査\*<sup>1</sup>

パパイヤ、米加工品（米粉、ビーフン等）、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンフラワー、コーンスープ等）

##### (2) 食品衛生法に基づく定量検査\*<sup>2</sup>

大豆、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ等）

##### (3) JAS法に基づく定性検査及び定量検査\*<sup>3</sup>

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

\*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品である米(63Bt、NNBt、CpTI)、とうもろこし(CBH351(スターリンク)、Bt10)及びパパイヤ(PRSV-YK、PRSV-SC)が含まれているかどうかを確認する検査

\*2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量を確認し、表示が適正に行われているかを確認する検査

\*3 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか(定性)、含まれている場合にはその含有量を確認(定量)し、表示が適正に行われているかを確認する検査

#### 2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

#### 3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター及び市場衛生検査所

#### 4 検査機関

健康安全研究センター

#### 5 実施期間

平成26年4月から平成27年3月

#### 6 実施結果

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査(表2-4-7)

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、米加工品、とうもろこし及びその加工品、計77検体

から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

##### (2) 食品衛生法に基づく定量検査(表2-4-8)

食品衛生法に基づく定量検査を行った大豆、とうもろこし及びその加工品(コーンフラワー、コーングリッツ等)計31検体から、遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。



表 2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能*1
パパイヤ		7	7	—	—
米加工品	米粉	13	13	—	—
	ビーフン	2	2	—	—
	その他の米加工品	7	7	—	—
とうもろこし		4	4	—	—
とうもろこし 加工品	スナック菓子	5	5	—	—
	ポップコーン	8	8	—	—
	スイートコーン	9	9	—	—
	コーンフラワー	3	3	—	—
	コーングリッツ	6	6	—	—
	コーンスープ	9	9	—	—
	その他のとうもろこし加工品	4	4	—	—
合計		77	77	—	—

\*1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

表 2-4-8 食品衛生法に基づく定量検査結果

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%未満 検出	5%を超 える検出	検査不能*1
大豆		17	16	1	—	—
とうもろこし		4	3	1	—	—
とうもろこし 加工品	コーンフラワー	3	—	2	—	1
	コーングリッツ	6	—	4	—	2
	その他のとうもろこし加工品	1	1	—	—	—
合計		31	20	8	—	3

\*1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

## 第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-9 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	食品衛生法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	残品の措置
魚介類	562	0	0					
魚介類加工品	148	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	432	1	0.23	フルーツピューレ	フランス	11条3項	ピリダベン 0.02ppm 検出	違反通報
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	31	0	0					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	554	0	0					
生食用 冷凍鮮魚介類	0	—	—					
肉・卵類及び その加工品	5032	0	0					
牛乳・加工乳・ その他の乳	10	0	0					
乳製品	317	0	0					
乳類加工品	3	0	0					
アイスクリーム類・ 氷菓	0	—	—					
穀類及び その加工品	643	0	0					
野菜類・果物及び その加工品	9076	5	0.06	セロリ	アメリカ	11条3項	ピフェントリン 0.02ppm 検出	回収指導 答申書徴収
菓子類	757	2	0.26	こしあん	中国	19条2項	表示に無い 食用青色1号検出	違反通報
清涼飲料水	256	1	0.39	清涼飲料水	フィリピン	19条2項	表示に無い 食用黄色5号検出	口頭指導 改善確認
酒精飲料	298	1	0.34	リキュール	スペイン	10条	指定外添加物検出	違反通報
氷雪	0	—	—					
水	5	0	0					
缶詰・びん詰	151	1	0.66	はちみつ	ギリシャ	11条2項	クマホス 0.01ppm 検出	違反通報
調味料	322	1	0.31	バナナケチャップ	フィリピン	11条2項	添加物の過量使用	違反通報
そうざい類及び その半製品	51	0	0					
上記以外の食品	553	0	0					
添加物及び その製剤	3	0	0					
その他添加物	0	—	—					
器具及び容器包装	34	0	0					
おもちゃ	32	0	0					
合計	19270	12	0.06					

—:検査なし

表 2-4-10 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
清涼飲料水	清涼飲料水	19条2項	添加物表示無し	食用黄色5号検出	北区	フィリピン
缶詰・びん詰	はちみつ	11条2項	成分規格違反	クマホス0.01ppm検出	健康安全研究センター	ギリシャ
野菜類・果物及びその加工品	乾燥果実	11条2項	添加物の過量残存	二酸化硫黄2.1g/kg検出	健康安全研究センター	アメリカ
菓子類	ビスケット	10条	指定外添加物	TBHQ(tert-ブチルヒドロキノン)0.012ppm検出	健康安全研究センター	アメリカ
調味料	バナナケチャップ	19条2項	添加物表示無し	食用黄色5号検出 サッカリン0.38g/kg検出	健康安全研究センター	フィリピン
調味料	バナナケチャップ	11条2項	添加物の過量使用	安息香酸0.97g/kg検出	健康安全研究センター	フィリピン
野菜類・果物及びその加工品	未成熟エンドウ(スナップエンドウ)	11条3項	農薬の一律基準違反	ジニコナゾール0.50ppm検出	健康安全研究センター	中国
無加熱採取冷凍食品	フルーツピュール	11条3項	農薬の一律基準違反	ピリダベン0.02ppm検出	健康安全研究センター	フランス
菓子類	こしあん	19条2項	添加物表示無し	食用青色1号検出	多摩府中保健所	中国
酒精飲料	リキュール	10条	指定外添加物	パテントブルーV検出	新宿区	スペイン
酒精飲料	リキュール	19条2項	添加物表示無し	食用黄色4号検出	新宿区	スペイン
野菜類・果物及びその加工品	セロリ	11条3項	農薬の一律基準違反	ビフェントリン0.02ppm検出	市場衛生検査所	アメリカ
野菜類・果物及びその加工品	ライム	19条2項	添加物表示無し	イマザリル0.0002g/kg検出	市場衛生検査所	メキシコ
野菜類・果物及びその加工品	ライム	19条2項	添加物表示無し	イマザリル0.0008g/kg検出	市場衛生検査所	メキシコ

## 第5節 食品中の放射性物質対策

### 第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

平成26年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

- 1 実施期間  
平成26年4月から平成27年3月まで
- 2 実施機関  
健康安全研究センター
- 3 検査機関  
健康安全研究センター、市場衛生検査所
- 4 実施対象施設  
デパート、スーパー等
- 5 検査対象食品  
生鮮食品、加工食品

### 6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

### 7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり。検査結果、基準値を超える食品はなかった。  
1,221品目の食品について放射性物質検査を実施

表2-5-1 平成26年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分				
	国産	輸入	0~25	26~50	51~75	76~100	100超え
野菜・果実及びその加工品	192	36	3	1			
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	205	24	6	1	1		
肉類・卵類及びその加工品	73	9					
水産物及びその加工品	238	4	1				
乳製品	112	10					
その他の加工品（複合食品等）	62	17					
牛乳類	143						
乳児用食品	43						
飲料水	53						
合計	1,121	100	10	2	1	0	0

## 第2 都内と畜牛肉の放射性物質検査

中央卸売市場と協力し、平成23年12月7日から、都立芝浦と場々と畜した牛について検査を開始し、同年12月23日から、全頭検査を実施している。平成26年度は計98,996頭について検査を実施した。その結果、基準値を超える放射性セシウムを検出したものはなかった。

### <参考>都内産の農林水産物等に関する検査

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(平成26年度)

	検査検体数	基準値を 超えた検体数
農産物	177	0
林産物	18	0
水産物	269	0
原乳	12	0
茶・茶飲料	24	0
合計	500	0

## 第6節 牛乳衛生

### 第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に6施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導班及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量（単位：k0）（平成26年度）

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	43,126	23,527	-	10,761

### 第2 健康安全研究センターハサップ指導班

健康安全研究センターハサップ指導班では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

平成26年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-6-2のとおりである。また、検査については、表2-6-3及び表2-6-4のとおりである。

表2-6-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況（平成27年3月末現在）

品目	牛乳	脱脂乳	アイスクリーム	発酵乳	乳酸菌飲料	乳飲料
承認数	4	2	0	1	3	3

表2-6-3 牛乳等の成分規格等検査（健康安全研究センター搬入分）（平成26年度）

	総数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	197	1,880	0	77	912	0	120	968	0
生乳	30	459	0	30	459	0			
製品	牛乳	22	161	0	22	161	0		
	成分調整牛乳	2	10	0	2	10	0		
	低脂肪牛乳	3	21	0	3	21	0		
	加工乳								
	クリーム	1	4	0				1	4
	乳飲料	15	152	0				15	152
	アイスクリーム類	9	117	0				9	117
	ナチュラルチーズ	8	110	0				8	110
	プロセスチーズ								
	バター								
	調製粉乳	3	30	0				3	30
	発酵乳	21	192	0				21	192
	乳酸菌飲料	5	50	0				5	50
	乳主原	8	92	0				8	92
	氷菓	3	14	0				3	14
	清涼飲料水	15	231	0	15	231	0		
	菓子類	9	124	0				9	124
その他									
小計	124	1,308	0	42	423	0	82	885	
その他	容器包装								
	その他	43	113	0	5	30	0	38	83
小計	43	113	0	5	30	0	38	83	

表 2-6-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導班実施分）

（平成 26 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	156	674	58	232	0	78	364	0	20	78	
生乳	2	8							2	8	
製品	牛乳	61	263	22	88	0	21	105	0	18	70
	成分調整牛乳	4	18	2	8	0	2	10	0		
	低脂肪牛乳	5	22	3	12	0	2	10	0		
	加工乳										
	クリーム	1	4	1	4	0					
	乳飲料	29	130	15	60	0	14	70	0		
	発酵乳	20	80				20	80	0		
	乳酸菌飲料	5	20				5	20	0		
	乳主原	1	4				1	4	0		
	氷菓										
	清涼飲料水	28	125	15	60	0	13	65	0		
	菓子類										
	その他										
小計	154	666	58	232	0	78	364	0	18	70	
その他											

### 第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 26 年度の検査結果は、表 2-6-5 のとおりである。

表 2-6-5 生乳における残留農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	平成 26 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
残留農薬	γ-BHC	21	0	0	0.01
	総 DDT <sup>※1</sup>	21	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	21	0	0	0.006
	エンドリン	21	0	0	0.005
	クロルデン	21	0	0	0.002
	ヘプタクロル	21	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	21	0	0	0.01
	クロルピリホス	21	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン <sup>※2</sup>	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン <sup>※2</sup>	30	0	0	0.004
	スルファジミジン <sup>※2</sup>	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※1 p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※2 簡易法にて実施

## 第7節 農畜水産食品衛生

### 第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内3と畜場（うち、島しょ2施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島及び八丈島の各島に2と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成26年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、省令改正により平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48ヶ月齢を超える牛となった。この改正に伴い、都では同年7月1日以降、48ヶ月齢を超える牛及び生体検査においてと畜検査員が検査が必要と判断した牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊についても、伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査を実施している。

[平成26年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 7月26日 実技試験 7月28日から7月30日まで
受験申込み者数	256名
合格者数	136名
合格率	54.8%
免許証交付数	169名

(条例制定以来平成26年度末までの免許証交付数 20,688件)

### 第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成26年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

### 第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

平成26年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。



表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び平成 26 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 19 年度		301,280	93,966	-	1	207,281	-	32
平成 20 年度		303,939	92,570	-	2	211,311	-	56
平成 21 年度		274,878	90,746	-	1	184,102	-	29
平成 22 年度		269,252	94,763	-	8	174,470	-	11
平成 23 年度		254,226	89,164	-	16	165,032	-	14
平成 24 年度		275,999	94,325	-	-	181,665	-	9
平成 25 年度		322,202	97,031	-	-	225,161	-	10
平成 26 年度		321,116	98,997	-	1	222,100	-	18
平成 26 年度と畜 場別内訳	芝 浦	321,096	98,995	-	1	222,100	-	-
	新 島	-	-	-	-	-	-	-
	八丈島	20	2	-	-	-	-	18



表2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（平成26年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,861	162,070	5,513	327	0	0	327
築地	1,906	116,337	2,817	214	0	0	214
大田	610	29,794	1,346	69	0	0	69
足立	345	15,939	1,350	44	0	0	44

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	55,385	25,347	30,038	182	6,838	36	284	106
築地	28,447	10,669	17,778	63	2,762	27	123	11
大田	15,440	8,715	6,725	57	1,954	5	56	57
足立	11,498	5,963	5,535	62	2,122	4	105	38

\* 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表2-7-4 検査対象品目別検査数

(平成26年度)

検査対象		総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査項目等	検査対象						
検 体 数		5,513	1,329	391	523	181	3,079
検 査 件 数		55,385	6,932	5,927	16,756	1,356	24,414
生物学的検査	細菌数	3,286	385	301	173	32	2,395
	大腸菌群	3,191	317	301	173	32	2,368
	大腸菌	3,239	385	301	173	32	2,348
	黄色ブドウ球菌	3,222	371	311	173	32	2,335
	腸炎ビブリオ	2,770	134	206	125	9	2,296
	その他ビブリオ	6,296	1,021	415	250	18	4,592
	サルモネラ	3,287	371	311	173	330	2,102
	セレウス菌	3,155	350	301	173	32	2,299
	腸管出血性大腸菌	417	216	21	165	0	15
	ノロウイルス	124	124	0	0	0	0
	抗菌性物質	0	0	0	0	0	0
	寄生虫・寄生虫卵	0	0	0	0	0	0
	T.T.C.テスト	0	0	0	0	0	0
	その他	1,051	346	0	0	0	705
小 計		30,038	4,020	2,468	1,578	517	21,455
理化学的検査	保存料	5,346	1,215	1,548	1,116	243	1,224
	殺菌料	97	0	97	0	0	0
	漂白剤	423	5	157	158	10	93
	着色料	3,381	0	1,000	1,085	324	972
	甘味料	1,185	270	344	232	54	285
	発色剤	37	0	34	0	0	3
	リン酸	75	0	0	71	0	4

防カビ剤	281	0	0	275	0	6
残留農薬	11,729	178	0	11,542	0	9
P C B	144	144	0	0	0	0
重金属	水銀	563	560	0	0	3
	その他	252	0	0	252	0
放射能	1,120	150	123	282	208	357
硝酸・亜硝酸	96	0	0	96	0	0
抗菌性物質	271	270	0	0	0	1
その他	347	120	156	69	0	2
小計	25,347	2,912	3,459	15,178	839	2,959

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置 (平成 26 年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検体数		5,513	1,329	391	533	181	3,079
	検査件数		55,385	6,932	5,927	16,756	1,356	24,414
	不良検体数		327	28	12	9	0	278
不利益処分件数	営業禁止		-	-	-	-	-	-
	販売禁止		-	-	-	-	-	-
	廃棄		-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-
廃棄数量	数量(kg)		-	-	-	-	-	-
	命令に基づく廃棄		-	-	-	-	-	-
	命令廃棄数量(kg)		-	-	-	-	-	-
	任意廃棄		-	-	-	-	-	-
措置件数	任意廃棄数量(kg)		-	-	-	-	-	-
	注意・指導		320	28	11	6	0	275
	始末書		1	0	0	1	0	0
	返品		-	-	-	-	-	-
違反通報等		6	1	1	3	0	1	

#### 第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はない。食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）が345施設あり（うち、東京都が管轄するのは37施設）、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約14.7万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

平成26年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成26年度）

処理羽数		146,681	
基準適合羽数		146,640	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	8	
	一部廃棄	33	
	小計	41	
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	
	体表の基準	全部廃棄	8
		一部廃棄	33
	体壁内側の基準	廃棄	-
	内臓の基準	当該臓器廃棄	-
内臓全部廃棄		-	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成26年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	2	2	…	-	…
南多摩	3	3	2	-	…
多摩立川	6	6	25	1	5
多摩府中	13	19	60	5	20
多摩小平	11	15	25	-	…
島しょ	2	2	9	-	…
健康安全研究センター	(1)	(1)	2	(2)	…
東京都計	37	47	123	6	25
《参考》特別区計	305	…	427	32	40
《参考》八王子市	3	…	8	-	…
《参考》町田市	-	-	…	1	-

注 ( ) 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（平成26年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	110	80	14	80
検査項目数	507	1,600	112	240

## 第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

### 第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわらず、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

#### 1 実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

#### 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

### 4 調査結果

#### (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳(表2-8-1)

#### イ 検査結果

総水銀については、合計427検体を調査した結果、最大値2.23ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、87検体について調査を行い、その結果は、最大値1.57ppm、最小値0.07ppmであった(表2-8-2)。平成26年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ハチジョウアカムツ1検体、スズキ1検体、アカアマダイ1検体、クロムツ2検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ムツ1検体、クロムツ12検体、ユメカサゴ6検体であった。

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳 (平成26年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	149	359
	貝	20	48
	小計	169	407
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		169	427

〔参考〕 都が行っている自主規制措置(平成27年3月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾又長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾又長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾又長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成26年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	6	6	0.27	0.03	0.13	0	0	—	—	—	北海道、岩手
2	アオダイ	3	3	0.05	0.06	0.06	0	0	—	—	—	東京、鹿児島
3	アオハタ	2	2	0.21	0.19	0.20	0	0	—	—	—	長崎
4	アカメエソ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	茨城
5	アオリイカ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	—	—	—	長崎
6	アカアマダイ	6	6	0.62	0.13	0.28	1	1	0.37	0.37	0.37	福井、京都、山口、長崎、宮崎
7	アカウオ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	—	—	—	ロシア
8	アカカマス	6	6	0.25	0.04	0.15	2	2	0.23	0.20	0.22	東京、三重、長崎、熊本
9	アカシタビラメ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	愛知
10	アカハタ	2	2	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	長崎
11	アカムツ	1	1	0.23	0.23	0.23	1	1	0.10	0.10	0.10	千葉
12	アカヤガラ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	鹿児島
13	アブラツノザメ	1	1	0.28	0.28	0.28	1	1	0.24	0.24	0.24	青森
14	イダコ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	佐賀
15	イサキ	6	6	0.19	0.08	0.11	0	0	—	—	—	東京、山口、長崎
16	イシガレイ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	宮城
17	イシダイ	3	3	0.15	0.11	0.12	0	0	—	—	—	千葉、長崎
18	イトヨリダイ	3	3	0.16	0.11	0.13	0	0	—	—	—	長崎
19	イボダイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	長崎
20	イワシクジラ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北大西洋
21	インドマグロ	1	1	1.42	1.42	1.42	1	1	1.06	1.06	1.06	オーストラリア
22	ウシエビ	4	4	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	インドネシア、ミャンマー
23	ウスメバル	2	2	0.10	0.08	0.09	0	0	—	—	—	北海道、新潟
24	ウマヅラハギ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	石川
25	ウメイロ	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	—	—	—	長崎、宮崎
26	エゾイソアイナメ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	青森
27	オオモンハタ	1	1	0.25	0.25	0.25	1	1	0.07	0.07	0.07	鹿児島
28	オキメダイ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	ニュージーランド
29	カサゴ	2	2	0.41	0.19	0.30	1	1	0.29	0.29	0.29	長崎
30	カツオ	4	4	0.26	0.17	0.21	0	0	—	—	—	宮城、千葉、長崎、鹿児島
31	カミノリイカ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	韓国
32	カラスカレイ	2	2	0.10	0.09	0.10	0	0	—	—	—	アイスランド
33	カワハギ	2	2	0.21	0.11	0.16	0	0	—	—	—	和歌山
34	カンパチ	4	4	0.16	0.11	0.13	0	0	—	—	—	徳島、長崎、鹿児島
35	キアンコウ	2	2	0.14	0.12	0.13	0	0	—	—	—	青森
36	キジハタ	1	1	0.31	0.31	0.31	1	1	0.11	0.11	0.11	長崎
37	キス	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	タイ
38	キダイ	1	1	0.29	0.29	0.29	1	1	0.17	0.17	0.17	山形
39	キチジ	3	3	0.40	0.12	0.22	1	1	0.13	0.13	0.13	北海道、岩手、アメリカ
40	キチヌ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	—	—	—	大阪
41	キビナゴ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	熊本
42	ギンダラ	2	2	0.65	0.36	0.51	2	2	0.21	0.11	0.16	アメリカ
43	ギンポ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	富山
44	キンメダイ	5	5	1.17	0.38	0.70	5	5	0.92	0.38	0.57	千葉、東京、静岡、ニュージーランド
45	クエ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	—	—	—	福岡
46	クルマエビ	1	1	ND	ND	—	0	0	—	—	—	中国
47	クロウシノシタ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	愛知
48	クロソイ	4	4	0.18	0.07	0.12	0	0	—	—	—	北海道、青森
49	クロダイ	4	4	0.28	0.21	0.24	1	1	0.18	0.18	0.18	愛知、徳島、香川、愛媛
50	クロマグロ	4	4	0.54	0.25	0.42	3	3	0.53	0.13	0.34	青森、長崎、アメリカ、カナダ
51	クロムツ	23	23	0.75	0.26	0.45	22	22	0.55	0.20	0.34	長崎、鹿児島
52	クロメジナ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	長崎
53	コウイカ	2	2	0.05	0.01	0.03	0	0	—	—	—	神奈川、東京
54	コショウダイ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	—	—	—	鹿児島
55	コノシロ	6	4	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	愛知、佐賀、熊本
56	ゴマサバ	3	3	0.29	0.16	0.24	0	0	—	—	—	青森、兵庫、愛媛
57	コロダイ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	鹿児島

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成26年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
58	サーモントラウト	1	1	ND	ND	—	0	0	—	—	—	チリ
59	サクラエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	台湾
60	サヨリ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	兵庫
61	サワラ	5	5	0.06	0.03	0.04	0	0	—	—	—	千葉、福井、韓国
62	サンマ	4	4	0.08	0.07	0.08	0	0	—	—	—	北海道、岩手
63	シイラ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	神奈川
64	シシャモ	1	1	ND	ND	—	0	0	—	—	—	北海道
65	シバエビ	1	1	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知
66	シマアジ	3	3	0.26	0.08	0.17	1	1	0.18	0.18	0.18	大分、鹿児島
67	ショウサイフグ	2	2	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	茨城、千葉
68	シラウオ	1	1	0.05	0.02	0.03	0	0	—	—	—	中国
69	シログス	4	4	0.06	0.05	0.04	0	0	—	—	—	千葉、東京、三重、兵庫
70	シログチ	2	2	0.27	0.14	0.21	0	0	—	—	—	千葉、熊本
71	シロサケ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	青森、岩手
72	スギ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	パナマ
73	スケトウダラ	3	3	0.13	0.10	0.16	0	0	—	—	—	青森
74	スズキ	13	13	0.40	0.09	0.20	3	3	0.35	0.23	0.27	青森、千葉、東京、富山、福井、三重、大阪
75	スルメイカ	3	3	0.06	0.02	0.04	0	0	—	—	—	北海道、青森、静岡
76	タイセイヨウサケ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	ノルウェー
77	タイセイヨウサバ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	アイスランド
78	タカベ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	東京
79	タチウオ	2	2	0.18	0.11	0.15	0	0	—	—	—	徳島、瀬戸内海
80	タラバガニ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	ロシア
81	チダイ	3	3	0.27	0.09	0.17	1	1	0.23	0.23	0.23	千葉、大分、宮崎
82	トビウオ	2	2	0.06	0.05	0.06	0	0	—	—	—	三重
83	トラフグ	2	2	0.16	0.10	0.13	0	0	—	—	—	長崎
84	ナガスクジラ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	—	—	—	アイスランド
85	ニシン	3	3	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	北海道
86	ニベ	2	2	0.27	0.03	0.15	0	0	—	—	—	愛媛、鹿児島
87	ノコギリガザミ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	ミャンマー
88	ハチジョウアカムツ	1	1	0.45	0.45	0.45	1	1	0.36	0.36	0.36	東京
89	バナメイエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	マレーシア
90	ババガレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
91	ハマダイ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	東京
92	ハマチ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	愛媛
93	ハモ	4	4	0.27	0.07	0.15	0	0	—	—	—	兵庫、熊本、中国
94	ヒラスズキ	2	2	0.16	0.10	0.13	0	0	—	—	—	長崎、鹿児島
95	ヒラマサ	2	2	0.17	0.14	0.16	0	0	—	—	—	千葉、福岡
96	ヒラメ	5	5	0.10	0.04	0.08	0	0	—	—	—	北海道、青森、韓国
97	ブリ	3	3	0.29	0.08	0.16	0	0	—	—	—	岩手、福井、高知
98	ヘダイ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	鹿児島
99	ホウボウ	3	3	0.32	0.18	0.24	1	1	0.23	0.23	0.23	千葉、愛知、長崎
100	ホシガレイ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	岩手
101	ホッケ	3	3	0.24	0.06	0.13	0	0	—	—	—	北海道
102	ホッコクアカエビ	2	2	0.19	0.11	0.15	0	0	—	—	—	北海道、新潟
103	ボラ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	大阪
104	マアジ	7	7	0.18	0.02	0.07	0	0	—	—	—	千葉、神奈川、富山、兵庫、山口、長崎
105	マアナゴ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	韓国
106	マイワシ	7	7	0.04	0.02	0.03	0	0	—	—	—	北海道、岩手、宮城、千葉、静岡
107	マカジキ	2	2	1.07	1.01	1.04	2	2	0.62	0.58	0.60	宮城、鹿児島
108	マガレイ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	北海道
109	マコガレイ	4	4	0.06	0.02	0.04	0	0	—	—	—	青森、岩手
110	マゴチ	2	2	0.33	0.11	0.22	1	1	0.27	0.27	0.27	三重、愛媛
111	マサバ	6	6	0.30	0.08	0.17	1	1	0.19	0.19	0.19	北海道、青森、茨城、千葉、愛媛、東シナ海
112	マダイ	5	5	0.43	0.08	0.26	2	2	0.30	0.23	0.27	兵庫、愛媛、長崎
113	マダコ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	神奈川
114	マダラ	3	3	0.23	0.11	0.16	0	0	—	—	—	青森、島根



表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成26年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
115	マトウダイ	3	3	0.22	0.11	0.15	0	0	—	—	—	青森、宮城、茨城
116	マナガツオ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	福岡
117	マナマコ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	兵庫、愛知
118	マハタ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	三重
119	マボヤ	3	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	宮城
120	ミズダコ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
121	ミンククジラ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	南氷洋
122	ムツ	7	7	0.43	0.19	0.29	7	7	0.33	0.14	0.22	静岡
123	メカジキ	2	2	2.23	1.22	1.73	2	2	1.57	1.07	1.32	岩手、宮城
124	メジナ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	高知
125	メダイ	3	3	0.23	0.07	0.14	0	0	—	—	—	長崎、鹿児島
126	メバチ	1	1	0.73	0.73	0.73	1	1	0.56	0.56	0.56	スリランカ
127	メバル	2	2	0.19	0.13	0.16	0	0	—	—	—	青森、秋田
128	メルルーサ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	—	—	—	ニュージーランド
129	メロ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	—	—	—	オーストラリア
130	ヤリイカ	2	2	0.04	0.01	0.03	0	0	—	—	—	青森、岩手
131	ユメカサゴ	22	22	0.65	0.19	0.36	18	18	0.56	0.07	0.29	長崎、鹿児島
132	ヨロイイタチウオ	1	1	0.27	0.27	0.27	1	1	0.29	0.29	0.29	長崎
133	ワラサ	2	2	0.24	0.16	0.20	0	0	—	—	—	千葉、新潟
小計		343	334				86	86				
貝												
1	アカガイ	3	3	0.07	0.02	0.04	0	0	—	—	—	中国
2	アサリ	6	4	0.02	ND	0.02	0	0	—	—	—	千葉、愛知、熊本、中国
3	イワガキ	3	3	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	富山、京都、大分
4	ウチムラサキ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	愛知
5	ウバガイ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道
6	エゾバイ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	北海道
7	エッチュウバイ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	—	—	—	山口
8	サザエ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	長崎
9	サラガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道
10	タイラガイ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	愛知、韓国
11	トリガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛媛
12	ナミガイ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知
13	ハマグリ	4	2	0.03	ND	0.02	0	0	—	—	—	千葉、中国
14	ホタテガイ	5	3	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、宮城
15	ホンビノスガイ	3	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	千葉
16	マガキ	6	2	0.02	ND	0.02	0	0	—	—	—	北海道、岩手、宮城、三重、広島
17	マテガイ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	山口、オランダ
18	ミルクイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛知
19	ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	宮城、広島
20	ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	青森
小計		48	28				0	0				
淡水魚												
1	アユ	3	3	0.12	0.11	0.12	0	0	—	—	—	静岡、愛知、和歌山
2	イワナ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	岩手
3	ウナギ	1	1	0.44	0.44	0.44	1	1	0.11	0.11	0.11	静岡
4	ギンザケ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	アメリカ
5	コイ	2	2	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	群馬
6	テナガエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	中国
7	ドジョウ	3	3	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	中国
8	ニジマス	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	静岡
9	ヤマメ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	宮城
10	ワカサギ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、茨城
小計		16					1	1				
魚介類加工品		20	19	0.01	0.21	0.00	0	0				
総計		427	381				87	87				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB検査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB検査結果 (平成26年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出検体数	検出値 (ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	83	30	0.09	ND	0.03	
	内海内湾魚介類	207	62	0.57	ND	0.04	
	小計	290	92				
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	—	
乳製品 (チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5					
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	—	
食肉	0.5	牛肉	4	0	ND	ND	—
		豚肉	4	0	ND	ND	—
		鶏肉	4	0	ND	ND	—
		牛肝臓	4	0	ND	ND	—
		豚肝臓	4	0	ND	ND	—
		鶏肝臓等	4	0	ND	ND	—
小計	—	24	0				
卵類	0.2	16	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	10	0	ND	ND	—	
その他	魚介類加工品等	58	5	0.02	ND	0.01	
	食用油脂類	14	0	ND	ND	—	
	ベビーフード等	18	0	ND	ND	—	
合計	—	448	97				

注1:NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2:平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(平成26年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アオメエソ	1	1	0.03	0.03	0.03	茨城
2		アカシタビラメ	1	0	ND	ND	—	愛知
3		アブラツノザメ	1	1	0.04	0.04	0.04	青森
4		イシガレイ	1	0	ND	ND	—	宮城
5		イワシクジラ	1	0	ND	ND	—	北大西洋
6		カツオ	4	0	ND	ND	—	宮城、千葉、長崎、鹿児島
7		カミナリイカ	1	1	0.01	0.01	0.01	韓国
8		カラスカレイ	2	2	0.04	0.01	0.03	アイスランド
9		キアンコウ	2	0	ND	ND	—	青森
10		キチジ	3	2	0.09	ND	0.05	北海道、岩手、アメリカ
11		ギンザケ	1	1	0.02	0.02	0.02	アメリカ
12		ギンダラ	2	2	0.10	0.05	0.08	アメリカ
13		クロウシノシタ	1	0	ND	ND	—	愛知
14	0.5	クロマグロ	4	4	0.02	0.33	0.11	青森、長崎、アメリカ、カナダ
15	ppm	ゴマサバ	3	2	0.04	ND	0.03	青森、兵庫、愛媛
16		サンマ	4	1	0.02	ND	0.02	北海道、岩手
17		シイラ	1	0	ND	ND	—	神奈川
18		シロサケ	2	0	ND	ND	—	青森、岩手
19	遠洋	スケソウダラ	3	0	ND	ND	—	青森
20	沖合	スルメイカ	3	0	ND	ND	—	北海道、青森、静岡
21	産魚	タイセイヨウサバ	1	0	0.01	0.01	0.01	アイスランド
22	介類	タラバガニ	1	0	ND	ND	—	ロシア
23		トビウオ	2	0	ND	ND	—	三重
24		ナガスクジラ	1	1	0.04	0.04	0.04	アイスランド
25		ニシン	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
26		ニジ	2	1	0.03	ND	0.03	愛媛、鹿児島
27		ババガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
28		ヒラメ	2	0	ND	ND	—	北海道、青森
29		ホシガレイ	1	0	ND	ND	—	岩手
30		ホッケ	3	1	0.02	ND	0.02	北海道
31		マイワシ	5	1	0.04	ND	0.04	北海道、岩手、千葉、静岡
32		マカジキ	2	1	0.01	ND	0.01	宮城、鹿児島
33		マガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
34		マコガレイ	4	1	0.01	ND	0.01	青森、岩手
35		マサバ	6	3	0.02	ND	0.01	青森、茨城、千葉、愛媛、長崎
36		マダラ	3	0	ND	ND	—	青森、島根
37		ミナミマグロ	1	1	0.01	0.01	0.01	オーストラリア
38		ミンククジラ	1	0	ND	ND	—	南氷洋
39		メカジキ	2	2	0.05	0.03	0.04	岩手、宮城
40		メバチ	1	0	ND	ND	—	スリランカ
41		メルルーサ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
小計			83	30				
1		アイナメ	4	0	ND	ND	—	北海道、岩手
2		アオダイ	3	1	0.03	ND	—	東京、鹿児島
3		アオハタ	1	0	ND	ND	—	長崎
4		アオリイカ	1	0	ND	ND	—	長崎
5		アカアマダイ	6	0	ND	ND	—	福井、京都、山口、長崎、宮崎
6		アカウオ	1	1	0.03	0.03	0.03	ロシア
7		アカガイ	1	0	ND	ND	—	中国
8		アカカマス	6	5	0.10	ND	0.04	東京、三重、長崎、熊本
9		アカハタ	2	2	0.11	0.02	0.06	長崎
10		アカムツ	1	1	0.01	0.01	0.01	千葉

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その2)

(平成26年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
11		アカヤガラ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
12		アサリ	3	0	ND	ND	—	千葉、愛知、中国
13		イイダコ	1	0	ND	ND	—	佐賀
14		イサキ	5	1	0.01	ND	0.01	東京、山口、長崎
15		イシダイ	2	1	0.05	ND	0.05	千葉、長崎
16	3	イトヨリダイ	3	0	ND	ND	—	長崎
17	ppm	イボダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
18		イワガキ	3	1	0.05	ND	0.05	富山、京都、大分
19	内 海 内 湾 産 魚 介 類	ウシエビ	2	0	ND	ND	—	インドネシア、ミャンマー
20		ウスメバル	1	1	0.02	ND	0.02	新潟県佐渡
21		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	—	愛知
22		ウバガイ	2	0	ND	ND	—	北海道
23		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—	石川
24		ウメイロ	2	0	ND	ND	—	長崎、宮崎
25		エゾイソアイナメ	1	0	ND	ND	—	青森県
26		エッチュウバイ	1	1	0.01	0.01	0.01	山口
27		オオモンハタ	1	0	ND	ND	—	鹿児島県
28		オキメダイ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
29		カサゴ	2	0	ND	ND	—	長崎
30		カンパチ	3	2	0.05	ND	0.03	長崎、鹿児島
31		キジハタ	1	0	ND	ND	—	長崎
32		キス	1	0	ND	ND	—	タイ
33		キダイ	1	0	ND	ND	—	山形
34		キチヌ	1	1	0.57	0.57	0.57	大阪
35		キビナゴ	1	0	ND	ND	—	熊本
36		ギンポ	1	0	ND	ND	—	富山
37		キンメダイ	4	2	0.15	ND	0.08	千葉、静岡、ニュージーランド
38		クエ	1	1	0.01	0.01	0.01	福岡
39		クルマエビ	1	0	ND	ND	—	中国
40		クロソイ	4	0	ND	ND	—	北海道、青森
41		クロダイ	2	2	0.07	0.04	0.05	愛知
42	クロムツ	3	1	0.05	ND	0.05	長崎、鹿児島	
43	クロメジナ	1	1	0.11	0.11	0.11	長崎	
44	コイ	1	1	0.01	0.01	0.01	群馬	
45	コウイカ	1	1	0.02	0.02	0.02	神奈川	
46	コショウダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島	
47	コノシロ	5	0	ND	ND	—	佐賀、熊本	
48	コロダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島	
49	サーモントラウト	1	0	ND	ND	—	チリ	
50	サクラエビ	1	0	ND	ND	—	台湾	
51	サザエ	1	0	ND	ND	—	長崎	
52	サヨリ	1	1	0.02	0.02	0.02	兵庫	
53	サワラ	5	5	0.04	0.01	0.02	千葉、福井、韓国	
54	シシャモ	1	0	ND	ND	—	北海道	
55	シバエビ	1	0	ND	ND	—	愛知	
56	シマアジ	1	0	ND	ND	—	鹿児島	
57	ショウサイフグ	2	0	ND	ND	—	茨城、千葉	
58	シラウオ	1	0	ND	ND	—	中国	
59	シロギス	1	0	ND	ND	—	兵庫	
60	シログチ	2	1	0.06	ND	0.06	千葉、熊本	
61	スギ	1	1	0.01	0.01	0.01	パナマ	
62	スズキ	12	9	0.33	ND	0.10	青森、千葉、富山、福井、三重、大阪	

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その3)

(平成26年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
63		タイラギ	2	0	ND	ND	—	愛知、韓国
64		タカベ	1	0	ND	ND	—	東京
65		タチウオ	2	1	0.02	ND	0.02	徳島、瀬戸内海
66		チダイ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、宮崎
67		ドジョウ	1	0	ND	ND	—	中国
68		ナミガイ	2	1	0.01	ND	0.01	愛知
69		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	—	東京
70	3	バナメイエビ	1	0	ND	ND	—	マレーシア
71	ppm	ハマグリ	2	0	ND	ND	—	三重、中国
72		ハマダイ	1	0	ND	ND	—	東京
73		ハマチ	1	1	0.02	0.02	0.02	愛媛
74		ハモ	4	2	0.13	0.02	0.07	兵庫、熊本、中国
75		ヒラスズキ	2	0	ND	ND	—	長崎、鹿児島
76		ヒラマサ	2	0	ND	ND	—	千葉、福岡
77		ブリ	2	1	0.04	ND	0.04	岩手、福井
78		ヘダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	鹿児島
79		ホウボウ	3	0	ND	ND	—	千葉、愛知、長崎
80		ホタテガイ	2	0	ND	ND	—	北海道、宮城
81		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
82		ボラ	1	1	0.06	0.06	0.06	大阪
83		ホンビノスガイ	2	0	ND	ND	—	千葉
84		マアジ	6	2	0.02	ND	0.01	千葉、神奈川、富山、兵庫、長崎
85		マガキ	1	0	ND	ND	—	北海道
86		マゴチ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛媛
87		マダイ	3	0	ND	ND	—	兵庫、長崎
88		マダコ	1	0	ND	ND	—	神奈川
89		マテガイ	1	0	ND	ND	—	山口
90		マトウダイ	3	1	0.01	ND	0.01	青森、宮城、茨城
91		マナガツオ	1	1	0.01	0.01	0.01	福岡
92		マナマコ	1	0	ND	ND	—	愛知
93		マハタ	1	1	0.02	0.02	0.02	三重
94		マホヤ	2	0	ND	ND	—	宮城
95		ミズダコ	1	0	ND	ND	—	北海道
96		ミルクイ	1	0	ND	ND	—	愛知
97		ムツ	7	2	0.01	ND	0.01	静岡
98		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	—	宮城
99		メジナ	1	0	ND	ND	—	高知
100		メダイ	3	0	ND	ND	—	長崎
101		メバル	2	0	ND	ND	—	青森、秋田
102		メロ	1	1	0.01	0.01	0.01	オーストラリア
103		ヤリイカ	2	0	ND	ND	—	青森、岩手
104		ユメカサゴ	2	0	ND	ND	—	長崎、鹿児島
105		ヨロイイタチウオ	1	0	ND	ND	—	長崎県
106		ワカサギ	1	0	ND	ND	—	北海道
107		ワラサ	2	0	ND	ND	—	千葉、新潟
小計			207	62				
魚介類計			290	92				
食品等			158	5				
総計			448	97				

注1 NDは検出限界値(0.01ppm)未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

**第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果**

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

**1 実施期間**

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**2 実施対象**

中央卸売市場に入荷する魚介類

**3 検査実施機関**

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

**4 調査結果**

TBTOについては、125魚種207検体を調査した結果、最大値0.08ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.96ppmを指標として、この濃度を越えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロロデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の検査結果 (平成26年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	167	30	0.06	ND	0.01	
クロロデン類	Trans-クロロデン	40	2	0.001	ND	0.001
	Cis-クロロデン	40	6	0.002	ND	0.001
	オキシクロロデン	40	1	0.001	ND	0.001
	Trans-ノナクロル	40	14	0.008	ND	0.003
	Cis-ノナクロル	40	4	0.003	ND	0.002
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	ND	—
	ディルドリソリン	40	0	ND	ND	—
	エンドリソリン	40	2	0.003	ND	0.002
その他農薬	16	0	ND	ND	—	

注1 NDは、検出限界値未満のもの  
 TPT・その他の農薬：0.01ppm  
 クロロデン類・ドリソリン類：0.001ppm  
 注2 平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(平成26年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	アユ	1	0	ND	ND	—	和歌山
2		ウナギ	1	0	ND	ND	—	中国
3		カワハギ	2	0	ND	ND	—	和歌山、鹿児島
4		カンパチ	4	0	ND	ND	—	徳島、愛媛、鹿児島
5		ギンザケ	1	0	ND	ND	—	宮城
6		クロマグロ	1	0	ND	ND	—	熊本
7		シマアジ	3	0	ND	ND	—	高知、大分
8		スギ	1	0	ND	ND	—	パナマ
9		スズキ	2	2	0.08	0.06	0.07	愛媛
10		タイセイヨウサケ	3	0	ND	ND	—	イギリス、ノルウェー
11		ドジョウ	1	0	ND	ND	—	中国
12		トラフグ	2	0	ND	ND	—	長崎
13		ニジマス	1	0	ND	ND	—	静岡
14		ハモ	1	0	ND	ND	—	中国
15		ヒラマサ	1	0	ND	ND	—	長崎
16		ヒラメ	6	0	ND	ND	—	千葉、韓国
17		ブリ	3	0	ND	ND	—	高知、鹿児島
18		マアナゴ	1	0	ND	ND	—	韓国
19		マサバ	1	1	0.02	0.02	0.02	兵庫
20		マスノスケ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
21		マダイ	4	1	0.01	ND	0.01	愛媛
22		マハタ	2	0	ND	ND	—	三重、愛媛
23		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	—	オーストラリア
24		ヤマメ	1	0	ND	ND	—	宮城県
小計			45	4				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	イワガキ	1	0	ND	ND	—	富山
2		ウシエビ	3	0	ND	ND	—	インドネシア、ミャンマー
3		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	韓国
4		クルマエビ	2	0	ND	ND	—	鹿児島、沖縄
5		天使のエビ	2	0	ND	ND	—	ニューカレドニア
6		トコブシ	1	0	ND	ND	—	台湾
7		ノコギリガザミ	1	0	ND	ND	—	ミャンマー
8		バナメイ	2	0	ND	ND	—	中国、ベトナム
9		ハマグリ	1	0	ND	ND	—	中国
10		ビクトリアアワビ	1	0	ND	ND	—	オーストラリア
11		ホタテガイ	6	0	ND	ND	—	北海道、岩手、宮城
12		マガキ	8	1	0.01	ND	0.01	北海道、岩手、宮城、三重、広島
13		マテガイ	1	0	ND	ND	—	オランダ
14		マホヤ	1	0	ND	ND	—	宮城県
15		ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	—	宮城県
小計			33	1				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	2	0	ND	ND	—	北海道、岩手
2		アカガイ	3	0	ND	ND	—	中国
3		アカカマス	2	0	ND	ND	—	神奈川、三重
4		アサリ	4	0	ND	ND	—	千葉、静岡、中国
5		イサキ	2	0	ND	ND	—	東京、大分
6		イシダイ	1	0	ND	ND	—	長崎県
7		イトヨリダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
8		イボダイ	1	0	ND	ND	—	三重
9		ウスメバル	1	0	ND	ND	—	福井
10		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—	愛媛
11		エゾバイ	1	0	ND	ND	—	北海道
12		エゾボラ	1	0	ND	ND	—	北海道
13		カサゴ	1	0	ND	ND	—	秋田
14		カンパチ	1	0	ND	ND	—	長崎
15		キンメダイ	2	0	ND	ND	—	千葉、東京
16		クロダイ	2	0	ND	ND	—	兵庫、香川
17		クロムツ	1	0	ND	ND	—	長崎
18		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	—	福岡
19		コノシロ	2	0	ND	ND	—	神奈川、愛知
20		サクラマス	1	0	ND	ND	—	青森
21		サラガイ	2	0	ND	ND	—	北海道
22		サワラ	2	0	ND	ND	—	三重、京都
23		シジミ	1	0	ND	ND	—	青森
24		シバエビ	2	0	ND	ND	—	愛知
25		シロギス	3	0	ND	ND	—	千葉、三重
26		シログチ	1	0	ND	ND	—	徳島
27		スズキ	5	0	ND	ND	—	千葉、愛知、大阪
28		タイラギ	1	0	ND	ND	—	韓国
29		タチウオ	3	0	ND	ND	—	千葉、和歌山、徳島
30		チダイ	1	0	ND	ND	—	大分県

表 2-8-6 魚介類のT B T O調査結果(その2)

(平成 26 年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
31	Ⅲ 群	テナガエビ	1	0	ND	ND	—	中国
32		トリガイ	1	0	ND	ND	—	愛媛県
33		ニジマス	1	0	ND	ND	—	静岡県
34		バナナエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
35		ハマグリ	3	0	ND	ND	—	千葉、中国
36		ハモ	1	0	ND	ND	—	香川
37		ブリ	1	0	ND	ND	—	千葉
38		ホウボウ	1	0	ND	ND	—	千葉
39		ホタルイカ	1	0	ND	ND	—	富山
40		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	—	ロシア
41		ホンビノスガイ	2	0	ND	ND	—	千葉
42		マアジ	3	0	ND	ND	—	神奈川、山口、愛媛
43		マアナゴ	1	0	ND	ND	—	神奈川
44		マイワシ	1	0	ND	ND	—	宮城
45		マガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
46		マゴチ	2	0	ND	ND	—	千葉、三重
47		マダイ	2	0	ND	ND	—	山形、鹿児島
48		マトウダイ	1	0	ND	ND	—	茨城
49		マナマコ	2	0	ND	ND	—	愛知、兵庫
50		ミズダコ	1	0	ND	ND	—	北海道
51		ムツ	7	0	ND	ND	—	静岡
52		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	—	広島
53		メダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
54		モロトゲアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
55		ヤマトカマス	1	0	ND	ND	—	千葉
56		ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	—	青森
57		ヤリイカ	1	0	ND	ND	—	三重
小計			93	0				
1	Ⅳ 群	アイナメ	1	0	ND	ND	—	岩手
2		アオハタ	1	0	ND	ND	—	長崎
3		アカガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
4		イサキ	1	0	ND	ND	—	長崎
5		ウスメバル	1	0	ND	ND	—	北海道
6		カツオ	2	0	ND	ND	—	千葉、鹿児島
7		カンパチ	1	0	ND	ND	—	長崎
8		キンメダイ	1	0	ND	ND	—	東京
9		クエ	1	0	ND	ND	—	福岡
10		クロマグロ	1	0	ND	ND	—	カナダ
11		ゴマサバ	1	0	ND	ND	—	三重
12		サワラ	1	0	ND	ND	—	千葉
13		サンマ	1	0	ND	ND	—	北海道
14		シロサケ	2	0	ND	ND	—	北海道、岩手
15		スズキ	2	0	ND	ND	—	千葉、三重
16		スルメイカ	2	0	ND	ND	—	北海道、富山
17		トビウオ	1	0	ND	ND	—	静岡
18		ニシン	2	0	ND	ND	—	北海道
19		ババガレイ	1	0	ND	ND	—	青森
20		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	—	新潟県
21		マイワシ	3	0	ND	ND	—	北海道、千葉、愛知
22	マカジキ	1	0	ND	ND	—	千葉	
23	マコガレイ	1	0	ND	ND	—	岩手	
24	マサバ	1	0	ND	ND	—	千葉	
25	マダラ	1	0	ND	ND	—	岩手	
26	メイタガレイ	1	0	ND	ND	—	千葉	
27	メカジキ	1	0	ND	ND	—	宮城	
28	メダイ	1	0	ND	ND	—	長崎	
29	メバチ	1	0	ND	ND	—	太平洋	
小計			36	0				
総計			207	5				

注1 NDは、検出限界値 (0.01ppm) 未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

注3 標準和名がないため、学名で記載



#### 第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

東京都では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

平成26年度の調査結果は以下のとおりである。

##### 1 調査方法

###### (1) 調査対象生物及び検体数

ボラ、スズキ、マアナゴ、マコガレイ各8検体、アサリ6検体 計38検体

###### (2) 採取地点

魚類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場1」という。）及び羽田空港北側沿岸（以下「漁場2」という。）

アサリ：三枚洲、羽田沖

###### (3) 採取方法

魚類は刺網により、アサリはジョレン等を用いて採集した。なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

###### (4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ及びマコガレイは皮付き）約1kgを、貝類は、むき身約1kgを1検体とした。なお、単一の個体で1kgを確保できない場合は、複数の個体の合計で約1kgとし、1検体とした。

###### (5) 分析項目

###### ア ダイオキシン類

表2-8-7のとおり。

###### イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表2-8-8のとおり。

###### ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

###### (6) 分析方法

###### ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。

###### イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

###### (ア) PCB

GC/ECDを用いて測定

###### (イ) TBT、TPT

GC/FPDを用いて測定

###### (ウ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

GC/MSを用いて測定

###### ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

###### エ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

###### (7) 分析機関

東京都健康安全研究センター

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目（内訳）

分類		項目名	検出下限
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD、その他	
		Octa-CDD	0.1 pg/g
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF、その他	
		Octa-CDF	0.1 pg/g
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)	
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)	
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

#:IUPAC No

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目（内訳）

物質名	内訳	検出下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT		0.001 ppm
TPT		0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-t-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	0.02 ppm
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

2 調査結果

(1) ダイオキシン類

表 2-8-9 及び表 2-8-11 (個別検体の検査結果)、表 2-8-10 及び表 2-8-12 (魚種毎、採取地点毎の平均値) のとおりであった (2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限値未満だった物質は検出下限値の 1/2 量

含まれると仮定して積算した。)。また、これらの経年変化は、図 2-8-1 のとおりである。

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-13 (個別検体の検査結果)、表 2-8-14 (魚種毎、採取地点毎の平均値) 及び表 2-8-15 のとおりであった。

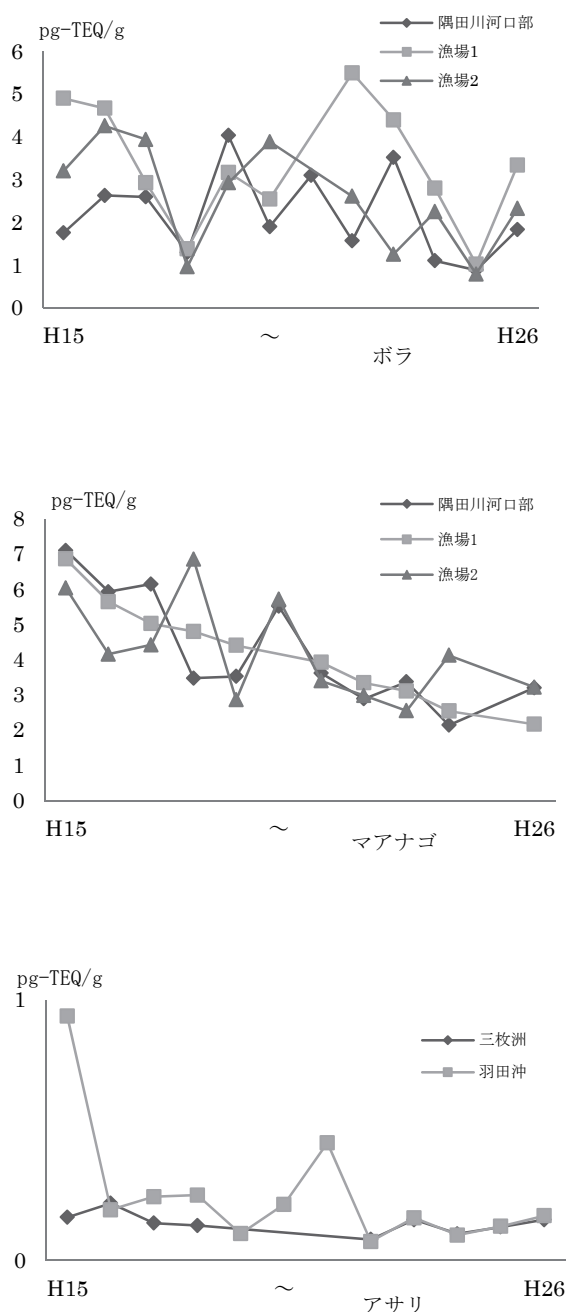


図 2-8-1 東京湾産魚介類の採取地点別ダイオキシン濃度の推移 (過去 12 年分)

3 まとめ

(1) ダイオキシン類

ア 東京湾産魚類のダイオキシン類濃度平均は、隅田川河口が 1.86 pg-TEQ/g、漁場 1 が 2.03 pg-TEQ/g、漁場 2 が 2.05 pg-TEQ/g であった。

イ アサリのダイオキシン類濃度平均は、0.16 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。

ウ 「平成 26 年度食事由来の化学物質摂取量推計調査結果」（トータルダイエット調査）によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.51 pg-TEQ/kg・bw/day（このうち魚介類由来は 0.45 pg-TEQ/kg・bw/day）である。この平均的な食事に占める内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、これを加熱せずに食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類摂取量（魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。）は、0.85 pg-TEQ/kg・bw/day であった。

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量（0.010 pg-TEQ/kg・bw/day）を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量：4 pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

なお、日常の食生活において魚類を喫食する際には加熱調理を行うことが多いが、一般に、魚類に含まれるダイオキシン類は加熱による脂肪分の流失に伴い減少する。一方、今回の試算には未加熱試料の検査結果を用いているため、実際に東京湾産の魚類を喫食する際に含まれるダイオキシン類は、試算値よりもさらに少なくなると考えられる。

エ 試算方法

(ア) 内海内湾魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取量

(農林水産省・平成 25 年食料需給表)

内海内湾 : 873 千トン

遠洋沖合 : 1,962 千トン

(イ) 都民の魚介類摂取量(一日体重 50kg 当たり)

(平成 25 年度都民の健康・栄養状況)

魚介類 : 69.9 (g/day)

(内訳) 生魚介類 : 42.2 (g/day) (このうち魚類 : 33.2 (g/day))

魚介加工品 : 27.7 (g/day)

(ウ) 内海内湾魚介類の摂取量

$33.2 \text{ (g/day)} \times 873 / (873 + 1962) \approx 10.2 \text{ (g/day)}$

(エ) 内海内湾魚介類（東京湾産魚類と仮定）由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$[ \text{魚類全体} \cdot \text{漁場全体のダイオキシン類平均値} ] \times \text{③} \div [ \text{体重 } 50\text{kg} ] = 1.99 \text{ (pg-TEQ/g)} \times 10.2 \text{ (g/day)} \div 50 \text{ (kg} \cdot \text{bw)} = 0.41 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)}$

(オ) 内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$[ \text{トータルダイエット調査による魚介類由来ダイオキシン類} ] \times [ \text{魚介類全体における内海内湾魚介類以外の魚介類の構成比} ] = 0.45 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)} \times (69.9 - 10.2) \text{ (g)} / 69.9 \text{ (g)} = 0.38 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)}$

(カ) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

$[ \text{トータルダイエット調査による食事由来ダイオキシン類} ] - [ \text{トータルダイエット調査による魚介類由来ダイオキシン類} ] = 0.51 - 0.45 = 0.06 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)}$

(キ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

(エ) + (オ) + (カ)

$= 0.41 + 0.38 + 0.06 = 0.85 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)}$

(参考)平成 25 年食料需給表(農林水産省)、平成 25 年度都民の健康・栄養状況(東京都福祉保健局)、平成 26 年度食事由来の化学物質摂取量推計調査結果(東京都福祉保健局)

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCB は全ての検体から検出されたが、いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値(昭和 47 年厚生省) 3 ppm を下回った。最も高い検出値は、漁場 1 で採取したボラ 0.252 ppm だった。

イ DDT 及びその代謝物は全ての魚類から検出されたが、いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値 3 ppm を下回った。アサリからは検出されなかった。

ウ TBT 及び TPT は、多くの検体から検出されたが、検出値は、国際機関（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）の評価による一日摂取許容量等と比較して、大幅に小さな値であった。

エ アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び 2,4-ジクロロフェノールは検出されなかった。

表 2-8-9 ダイオキシン類等量濃度 (ND=L0D/2)

(単位: pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

検体番号	魚種	採取地点	調査地点番号	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
					ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
1	ボラ	隅田川河口部	A-1	3.3	0.91	0.17	0.74	28	5.3	22
2			A-2	5.5	2.76	0.34	2.42	50	6.1	44
3		漁場 1	B-1	5.0	4.82	0.80	4.02	96	15.8	80
4			B-2	5.2	3.17	0.48	2.69	60	9.1	51
5			B-3	4.9	2.03	0.44	1.58	41	9.0	32
6		漁場 2	C-1	5.2	2.69	0.40	2.29	51	7.7	44
7			C-2	5.6	2.66	0.52	2.14	47	9.3	38
8			C-3	4.8	1.63	0.27	1.35	34	5.8	28
9	スズキ	隅田川河口部	A-1	3.4	1.25	0.23	1.02	36	7	30
10			A-2	2.3	0.71	0.15	0.55	31	6.7	24
11		漁場 1	B-1	3.5	1.23	0.33	0.89	35	9.5	25
12			B-2	2.3	1.67	0.29	1.38	74	12.7	61
13			B-3	3.5	1.09	0.26	0.83	31	7.3	24
14		漁場 2	C-1	1.6	0.86	0.20	0.66	55	12.8	42
15			C-2	2.5	1.16	0.22	0.94	46	8.7	37
16			C-3	2.9	0.95	0.19	0.76	33	7	26
17	マアナゴ	隅田川河口部	A-1	9.7	3.42	0.67	2.75	35	7	28
18			A-2	12.3	2.98	0.82	2.16	24	7	18
19		漁場 1	B-1	11.4	2.70	0.69	2.01	24	6	18
20			B-2	9.3	2.43	0.59	1.83	26	6	20
21			B-3	10.3	1.37	0.51	0.86	13	5	8
22		漁場 2	C-1	11.0	3.43	0.73	2.70	31	7	24
23			C-2	11.7	3.01	0.71	2.30	26	6	20
24			C-3	10.7	3.21	0.67	2.54	30	6	24
25	マコガレイ	隅田川河口部	A-1	1.0	1.64	0.32	1.33	163	31	132
26			A-2	0.7	1.23	0.24	0.99	177	34	143
27		漁場 1	B-1	0.8	1.44	0.34	1.10	182	43	139
28			B-2	0.9	1.01	0.26	0.75	115	30	85
29			B-3	1.0	1.36	0.31	1.05	141	32	109
30		漁場 2	C-1	0.9	1.50	0.28	1.22	167	32	135
31			C-2	0.9	1.98	0.38	1.60	213	41	172
32			C-3	1.0	1.53	0.33	1.21	150	32	118
33	アサリ	三枚洲		0.9	0.16	0.07	0.09	17	7.4	9
34				0.9	0.15	0.07	0.08	17	8.0	9
35				0.9	0.16	0.07	0.09	17	7.3	10
36		羽田沖		1.0	0.18	0.10	0.09	18	9.6	9
37				0.9	0.16	0.08	0.08	18	8.8	9
38				0.9	0.17	0.08	0.09	18	8.5	10

※ 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質が検出下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-10 ダイオキシン類等量濃度 (ND= LOD/2、平均)

(単位：pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
魚類全体	隅田川河口部	4.8	1.86	0.37	1.49	68	13	55
	漁場 1	4.8	2.03	0.44	1.58	70	15	54
	漁場 2	4.9	2.05	0.41	1.64	74	15	59
	漁場全体	4.9	1.99	0.41	1.58	71	15	56
ボラ	隅田川河口部	4.4	1.83	0.26	1.58	39	6	33
	漁場 1	5.1	3.34	0.57	2.77	66	11	54
	漁場 2	5.2	2.33	0.40	1.93	44	8	37
	漁場全体	5.0	2.58	0.43	2.16	51	9	42
スズキ	隅田川河口部	2.9	0.98	0.19	0.79	34	7	27
	漁場 1	3.1	1.33	0.29	1.04	46	10	37
	漁場 2	2.3	0.99	0.20	0.78	44	9	35
	漁場全体	2.8	1.11	0.24	0.88	42	9	34
マアナゴ	隅田川河口部	11.0	3.20	0.75	2.45	30	7	23
	漁場 1	10.3	2.17	0.60	1.57	21	6	15
	漁場 2	11.1	3.22	0.71	2.51	29	6	23
	漁場全体	10.8	2.82	0.68	2.14	26	6	20
マコガレイ	隅田川河口部	0.9	1.44	0.28	1.16	170	33	137
	漁場 1	0.9	1.27	0.31	0.97	146	35	111
	漁場 2	1.0	1.67	0.33	1.34	177	35	142
	漁場全体	0.9	1.46	0.31	1.16	163	34	129
アサリ	三枚洲	0.9	0.16	0.07	0.09	17	8	9
	羽田沖	0.9	0.17	0.08	0.09	18	9	9
	漁場全体	0.9	0.16	0.08	0.09	18	8	9

※ 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質が検出下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-11 ダイオキシン類等量濃度 (ND=0)

(単位: pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

検体番号	魚種	採取地点	調査地点番号	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
					ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
1	ボラ	隅田川河口部	A-1	3.3	0.89	0.16	0.74	27	4.7	22
2			A-2	5.5	2.74	0.32	2.42	50	5.8	44
3		漁場 1	B-1	5.0	4.81	0.78	4.02	95	15.5	80
4			B-2	5.2	3.15	0.46	2.69	60	8.7	51
5			B-3	4.9	2.01	0.43	1.58	41	8.7	32
6		漁場 2	C-1	5.2	2.67	0.38	2.29	51	7.3	44
7			C-2	5.6	2.65	0.51	2.14	47	9.1	38
8			C-3	4.8	1.61	0.26	1.35	34	5.4	28
9	スズキ	隅田川河口部	A-1	3.4	1.23	0.21	1.02	36	6	30
10			A-2	2.3	0.69	0.13	0.55	30	5.9	24
11		漁場 1	B-1	3.5	1.21	0.32	0.89	34	9.1	25
12			B-2	2.3	1.65	0.27	1.38	73	11.9	61
13			B-3	3.5	1.08	0.25	0.83	31	6.9	24
14		漁場 2	C-1	1.6	0.84	0.18	0.66	54	11.6	42
15			C-2	2.5	1.15	0.21	0.94	45	8.2	37
16			C-3	2.9	0.93	0.18	0.76	32	6	26
17	マアナゴ	隅田川河口部	A-1	9.7	3.41	0.66	2.75	35	7	28
18			A-2	12.3	2.98	0.82	2.16	24	7	18
19		漁場 1	B-1	11.4	2.69	0.68	2.01	24	6	18
20			B-2	9.3	2.42	0.59	1.83	26	6	20
21			B-3	10.3	1.37	0.51	0.86	13	5	8
22		漁場 2	C-1	11.0	3.42	0.73	2.70	31	7	24
23			C-2	11.7	3.01	0.71	2.30	26	6	20
24			C-3	10.7	3.21	0.67	2.54	30	6	24
25	マコガレイ	隅田川河口部	A-1	1.0	1.64	0.31	1.33	162	30	132
26			A-2	0.7	1.22	0.23	0.99	175	33	143
27		漁場 1	B-1	0.8	1.43	0.34	1.10	182	43	139
28			B-2	0.9	1.01	0.25	0.75	114	29	85
29			B-3	1.0	1.35	0.30	1.05	140	31	109
30		漁場 2	C-1	0.9	1.50	0.28	1.22	166	31	135
31			C-2	0.9	1.98	0.38	1.60	212	41	172
32			C-3	1.0	1.53	0.32	1.21	149	31	118
33	アサリ	三枚洲		0.9	0.14	0.05	0.09	15	5.6	9
34				0.9	0.13	0.05	0.08	14	5.5	9
35				0.9	0.13	0.04	0.09	14	4.8	10
36		羽田沖		1.0	0.16	0.08	0.08	16	7.8	8
37				0.9	0.14	0.06	0.08	16	6.8	9
38				0.9	0.14	0.05	0.09	16	6.0	10

※ 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質を 0 と仮定して積算した。



表 2-8-12 ダイオキシン類濃度 (ND=0、平均)

(単位：pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDD +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
魚類全体	隅田川河口部	4.8	1.85	0.36	1.49	67	12	55
	漁場 1	4.8	2.02	0.43	1.58	69	15	54
	漁場 2	4.9	2.04	0.40	1.64	73	14	59
	漁場全体	4.9	1.98	0.40	1.58	70	14	56
ボラ	隅田川河口部	4.4	1.82	0.24	1.58	38	5	33
	漁場 1	5.1	3.32	0.56	2.77	65	11	54
	漁場 2	5.2	2.31	0.38	1.93	44	7	37
	漁場全体	5.0	2.57	0.41	2.16	51	8	42
スズキ	隅田川河口部	2.9	0.96	0.17	0.79	33	6	27
	漁場 1	3.1	1.31	0.28	1.04	46	9	37
	漁場 2	2.3	0.97	0.19	0.78	44	9	35
	漁場全体	2.8	1.10	0.22	0.88	42	8	34
マアナゴ	隅田川河口部	11.0	3.19	0.74	2.45	30	7	23
	漁場 1	10.3	2.16	0.59	1.57	21	6	15
	漁場 2	11.1	3.21	0.70	2.51	29	6	23
	漁場全体	10.8	2.81	0.67	2.14	26	6	20
マコガレイ	隅田川河口部	0.9	1.43	0.27	1.16	169	32	137
	漁場 1	0.9	1.26	0.30	0.97	145	34	111
	漁場 2	1.0	1.67	0.33	1.34	176	34	142
	漁場全体	0.9	1.46	0.30	1.16	163	34	129
アサリ	三枚洲	0.9	0.13	0.05	0.08	14	5	9
	羽田沖	0.9	0.15	0.06	0.09	16	7	9
	漁場全体	0.9	0.14	0.06	0.08	15	6	9

※ 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質を 0 と仮定して積算した。

表2-8-13 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度

生物種	採取地点	調査地点番号	水分%	脂肪%	PCB	DDT		DDE,DDD			TBT	TPT	アルキルフェノール類				ベンゾフェノン	ベンゾフェノール	2,4-ジブロフェノール		
						o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			p,p'-DDD	4-t-ベンゾフェノール	4-n-ベンゾフェノール	4-t-ベンゾフェノール				4-n-ベンゾフェノール	2-tert-ベンゾフェノール
ボラ	隅田川河口部	A-1	75.3	3.3	0.039	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
		A-2	74.1	5.5	0.114	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
	漁場1	B-1	73.8	5.0	0.252	ND	0.002	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
		B-2	73.7	5.2	0.121	ND	0.002	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
	漁場2	B-3	73.8	4.9	0.102	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
		C-1	73.8	5.2	0.114	ND	0.004	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
スズキ	隅田川河口部	C-2	73.4	5.6	0.112	ND	0.001	ND	0.002	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
		C-3	73.6	4.8	0.087	ND	0.003	ND	0.001	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
	隅田川河口部	A-1	75.2	3.4	0.069	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
		A-2	76.3	2.3	0.025	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
	漁場1	B-1	75.6	3.5	0.068	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
		B-2	76.8	2.3	0.081	ND	ND	ND	0.011	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
B-3		75.6	3.5	0.041	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
漁場2	C-1	76.9	1.6	0.033	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
	C-2	76.4	2.5	0.067	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
	C-3	76.1	2.9	0.037	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
マアサゴ	隅田川河口部	A-1	71.8	9.7	0.088	ND	ND	ND	0.005	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
		A-2	69.1	12.3	0.109	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND				
	漁場1	B-1	69.7	11.4	0.087	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND				
		B-2	72.1	9.3	0.062	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND				
		B-3	71.7	10.3	0.011	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND				
	漁場2	C-1	70.6	11.0	0.115	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND				
C-2		70.5	11.7	0.089	ND	0.001	ND	0.006	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND					
隅田川河口部	C-3	71.3	10.7	0.120	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND					
	A-1	78.2	1.0	0.084	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND					
マコガレイ	隅田川河口部	A-2	78.1	0.7	0.050	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND				
		B-1	79.3	0.8	0.046	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND				
	漁場1	B-2	79.7	0.9	0.030	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND				
		B-3	77.8	1.0	0.051	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND				
	漁場2	C-1	79.3	0.9	0.051	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND				
		C-2	78.0	0.9	0.071	ND	ND	ND	0.010	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND				
隅田川河口部	C-3	78.1	1.0	0.060	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND					
	A-1	87.4	0.9	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND					
アサリ	三枚洲	A-2	88.0	0.9	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
		B-2	87.6	0.9	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND				
		B-3	87.6	0.9	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND				
	羽田沖	C-1	86.5	1.0	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND				
		C-2	87.2	0.9	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND				
		C-3	86.7	0.9	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND				
検出下限値													0.001	0.001	0.001	0.0015	0.02	0.0015	0.0015	0.01	0.001



表 2-8-15 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度 (ND=L0D/2)

単位: ppm(湿重量)

生物種	採取地点 における 平均	調査 地点 番号	水分 %	脂肪分 %	PCB	DDT		DDE, DDD		TBT	TPT	アラルキルフェノール類						ベンジ フェノ ール	フェニ ル 2-エチ ル ヘキル	ベンジ カ ロ ボ フェノ ール	2,4- ジ カ ロ ボ フェノ ール
						α, p'- DDT	p, p'- DDT	α, p'- DDE	p, p'- DDE			α, p'- DDD	p, p'- DDD	4- テ ラ フェ ニ ル ヘキ ル フェ ノ ール	4- テ ラ フェ ニ ル ヘキ ル フェ ノ ール	4- テ ラ フェ ニ ル ヘキ ル フェ ノ ール	4- テ ラ フェ ニ ル ヘキ ル フェ ノ ール				
魚類 全体	隣田川 河口部 漁場 1 漁場 2	A	74.8	4.8	0.072	0.001	0.001	0.005	0.001	0.004	0.002	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001
		B	75.0	4.8	0.079	0.002	0.008	0.001	0.001	0.003	0.002	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001
		C	74.8	4.9	0.080	0.001	0.007	0.001	0.001	0.004	0.002	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001
	漁場全体			74.9	4.9	0.078	0.001	0.001	0.007	0.001	0.003	0.002	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001
	ボラ	隣田川 河口部 漁場 1 漁場 2	A	74.7	4.4	0.076	0.001	0.001	0.004	0.001	0.003	0.001	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001
			B	73.8	5.1	0.158	0.005	0.017	0.001	0.003	0.002	0.001	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001
C			73.6	5.2	0.104	0.002	0.009	0.001	0.002	0.002	0.001	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
スズキ	隣田川 河口部 漁場 1 漁場 2	A	75.8	2.9	0.047	0.001	0.001	0.005	0.001	0.006	0.002	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
		B	76.0	3.1	0.063	0.001	0.007	0.001	0.001	0.006	0.002	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
		C	76.5	2.3	0.045	0.001	0.005	0.001	0.001	0.006	0.003	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
マアサギ	隣田川 河口部 漁場 1 漁場 2	A	70.5	11.0	0.098	0.001	0.001	0.006	0.001	0.004	0.003	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
		B	71.1	10.3	0.053	0.001	0.004	0.001	0.001	0.004	0.004	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
		C	70.8	11.1	0.108	0.001	0.007	0.001	0.002	0.005	0.003	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
マコ ガレイ	隣田川 河口部 漁場 1 漁場 2	A	78.1	0.9	0.067	0.001	0.001	0.005	0.001	0.003	0.003	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
		B	78.9	0.9	0.042	0.001	0.001	0.004	0.001	0.002	0.002	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
		C	78.5	1.0	0.061	0.001	0.007	0.001	0.001	0.002	0.002	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
アサリ	三枚洲		87.7	0.9	0.008	0.001	0.001	0.001	0.001	0.004	0.001	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	
	羽田沖		86.8	0.9	0.009	0.001	0.001	0.001	0.001	0.004	0.001	0.0008	0.0008	0.01	0.0008	0.0008	0.001	0.005	0.001	0.001	

平均は、検出下限未満 (ND) については検出下限値の1/2と仮定して算出した。なお、全データがNDだった場合は斜体で表記した。

## 第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、都では、従来より実態調査を実施しているところである。

平成26年度の調査結果は以下のとおりである。

### 1 調査期間

平成26年4月から平成27年3月まで

### 2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。検査対象物質ごとの検体数、分析方法及び検出下限は、表2-8-16のとおりである。

表2-8-16 調査対象物質、検体数、分析方法及び検出下限

対象物質	検体数	分析方法	検出下限 (ppm)	
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	146	溶媒抽出、GC/ECD法	0.001	
ビストリブチルスズオキシド (TBTO)	120	溶媒抽出、GC/FPD法	0.001	
トリフェニルスズ (TPT)	120	溶媒抽出、GC/FPD法	0.001	
ドリ ン 類	アルドリン	38	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	エンドリン	38	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	ディルドリン	38	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
ク ロ ル デ ン 類	trans-クロルデン	38	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	cis-クロルデン	38	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	オキシクロルデン	38	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	trans-ノナクロル	38	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	cis-ノナクロル	38	溶媒抽出、GC/MS法	0.001

### 3 調査機関

健康安全研究センター食品化学部残留物質研究科農薬分析第二研究室

一般財団法人 日本食品分析センター

### 4 調査結果

各物質の検出状況は、表2-8-17のとおりである。また、検体を内海内湾魚介類及び遠洋沖合魚介類（昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」の定義に基づく。以下同じ。）に分類し、PCB、TBTO及びTPTの検出状況について、両者を比較した（表2-8-18）。なお、個別の検体に関する検査結果は、表2-8-19、表2-8-20及び表2-8-21のとおりである。

#### (1) PCB

146検体中132検体（90.4%）からPCBを検出し

た。最大値はキチヌの0.574ppmであった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値（昭和47年、内海内湾魚介類：3ppm、遠洋沖合魚介類：0.5ppm）を下回った。内海内湾魚介類と遠洋沖合魚介類に分類して比較してみると、内海内湾は、110検体中98検体（89.1%）からPCBが検出され、平均は0.015ppmであった。遠洋沖合は、36検体中34検体（94.4%）からPCBが検出され、平均は0.012ppmであった。また、内海内湾魚介類及び遠洋沖合魚介類の検出値をt検定により比較したところ、平均値に有意差は見られなかった（ $P>0.05$ ）。

#### (2) TBTO

120検体中60検体（50.0%）からTBTOが検出された。最大値はスズキの0.086ppmであった。体重50kgの成人の場合、当該スズキを一日当たり174g喫食しないと、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）による経口暴露に対する指針値0.0003mg/kg体重/dayを超えない。一般的な都民の一日当たり魚類喫食量は33.2g（調理前の重量として）であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。内海内湾魚介類と遠洋沖合魚介類に分類して比較してみると、内海内湾は、99検体中54検体（54.5%）からTBTOが検出され、平均は0.004ppmであった。遠洋沖合は、21検体中6検体（28.6%）からTBTOが検出され、平均は0.000ppmであった。また、内海内湾魚介類及び遠洋沖合魚介類の検出値をt検定により比較したところ、平均値に有意差は見られなかった（ $P>0.05$ ）。

#### (3) TPT

120検体中87検体（72.5%）からTPTが検出された。最大値はクロムツの0.064ppmであった。体重50kgの成人の場合、当該クロムツを一日当たり391g喫食しないと、JMPRによる一日摂取許容量0.0005mg/kg体重/dayを超えない。一般的な都民の一日当たり魚類喫食量は33.2g（調理前の重量として）であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。内海内湾魚介類と遠洋沖合魚介類に分類して比較してみ

ると、内海内湾は、99 検体中 67 検体 (67.7%) から TPT が検出され、平均は 0.007ppm であった。遠洋沖合は、21 検体中 20 検体 (95.2%) から TPT が検出され、平均は 0.004ppm であった。また、内海内湾魚介類及び遠洋沖合魚介類の検出値を t 検定により比較したところ、平均値に有意差は見られなかった ( $P>0.05$ )。

(4) 農薬 (ドリリン類及びクロルデン類)

38 検体を検査した。ドリリン類のうち、エンドリンがカラスガレイ 1 検体から 0.001ppm、サバ 1 検体から 0.001ppm、それぞれ検出された。アルドリリン及びディルドリンは検出されなかった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (エンドリンとして 0.005ppm) を下回った。クロルデン類のうち、trans-クロルデンが 2 検体からそれぞれ 0.001ppm、cis-クロルデンが 6 検体から 0.001~0.002ppm、オキシクロルデンが 1 検体から 0.01ppm、trans-ノナクロルが 14 検体から 0.001~0.008ppm、cis-ノナクロルが 4 検体から 0.001~0.003 検体、それぞれ検出された。複数のクロルデン類を検出した検体もあり、重複を除くと、14 検体からの検出であった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (trans-クロルデン、cis-クロルデン及びオキシクロルデンの和として 0.05ppm、trans-ノナクロル及び cis-ノナクロルについては、それぞれ 0.01ppm) を下回った。

5 まとめ

- (1) PCB は 146 検体中 132 検体 (90.4%)、TBTO は 120 検体中 60 検体 (50.0%)、TPT は 120 検体中 87 検体 (72.5%) から検出された。
- (2) PCB、TBTO 及び TPT の検出状況について、それぞれ内海内湾魚介類と遠洋沖合魚介類を比較したところ、いずれの場合も平均値に有意差は見られなかった。
- (3) ドリリン類 (3 種類) のうち、エンドリンが 38 検体中 2 検体 (5.3%) から検出された。アルドリリン及びディルドリンは検出されなかった。また、クロルデン類 (5 種類) のうち、trans-クロルデンが 38 検体中 2 検体 (5.3%)、cis-クロルデンが 38 検体中 6 検体 (15.8%)、オキシクロルデンが 38 検体

中 1 検体 (2.6%)、trans-ノナクロルが 38 検体中 14 検体 (36.8%)、cis-ノナクロルが 38 検体中 4 検体 (10.5%) から検出された。

- (4) PCB、TBTO、TPT、ドリリン類及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等を下回っており、食品安全上問題となるものではなかった。

表 2-8-17 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査結果

(単位：ppm)

物質名		検体数	検出数	検出率(%)	最大検出値	平均※
PCB		146	132	90.4	0.574	0.014
TBTO		120	60	50.0	0.086	0.003
TPT		120	87	72.5	0.064	0.007
ドリ ン 類	アルドリン	38	0	0.0	—	—
	ディルドリン	38	0	0.0	—	—
	エンドリン	38	2	5.3	0.001	0.000
ク ロ ル デ ン 類	trans-クロルデン	38	2	5.3	0.001	0.000
	cis-クロルデン	38	6	15.8	0.002	0.000
	オキシクロルデン	38	1	2.6	0.001	0.000
	trans-ノナクロル	38	14	36.8	0.008	0.001
	cis-ノナクロル	38	4	10.5	0.003	0.000

※不検出 (ND) を 0 とし算出

表 2-8-18 内海内湾魚介類及び遠洋沖合魚介類の比較

(単位：ppm)

物質名	分類	検体数	検出数	検出値		
				最大値	平均※	中央値※
PCB	内海内湾	110	98	0.574	0.015	0.003
	遠洋沖合	36	34	0.073	0.012	0.005
TBTO	内海内湾	99	54	0.086	0.004	0.001
	遠洋沖合	21	6	0.004	0.000	0.000
TPT	内海内湾	99	67	0.064	0.007	0.003
	遠洋沖合	21	20	0.018	0.004	0.002

※不検出 (ND) を 0 とし算出

表 2-8-19 流通魚介類のPCB 検査結果

(単位：ppm)

分類	魚種	検出値	分類	魚種	検出値	分類	魚種	検出値	分類	魚種	検出値
内海内湾	アイナメ	0.005	内海内湾	クロソイ	0.004	内海内湾	ボラ	0.065	遠洋沖合	アカシタビラメ	0.002
	アイナメ	0.002		クロソイ	0.002		ホンビノスガイ	0.008		カツオ	0.002
	アイナメ	0.002		クロソイ	0.003		マアジ	0.003		カツオ	0.002
	アオダイ	0.034		クロソイ	0.002		マアジ	0.006		カラスガレイ	0.016
	アオダイ	ND		クロダイ	0.073		マアジ	0.002		キチジ	0.005
	アオハタ	0.002		クロムツ	0.005		マガキ	0.002		ギンダラ	0.054
	アカアマダイ	0.001		クロムツ	0.002		マゴチ	0.011		クロマグロ	0.073
	アカアマダイ	0.002		クロメジナ	0.111		マダイ	0.003		クロマグロ	0.029
	アカアマダイ	ND		コショウダイ	0.002		マダイ	0.007		ゴマサバ	0.024
	アカアマダイ	0.002		コノシロ	0.009		マテガイ	0.003		ゴマサバ	0.005
	アカガイ	0.001		コノシロ	0.005		マトウダイ	0.001		サバ	0.018
	アカカマス	0.005		コノシロ	0.001		マトウダイ	0.001		サンマ	0.005
	アカカマス	0.107		サクラエビ	0.007		マホヤ	ND		サンマ	0.004
	アカハタ	0.111		サザエ	ND		ミズダコ	0.001		サンマ	0.005
	アカムツ	0.014		サワラ	0.025		ムツ	0.005		シロサケ	0.003
	アサリ	ND		サワラ	0.010		ムツ	0.010		スケトウダラ	ND
	アサリ	0.002		サワラ	0.024		ムツ	0.005		スケトウダラ	0.002
	イサキ	0.011		ショウサイフグ	0.002		ムツ	0.006		スルメイカ	0.002
	イサキ	0.001		シロギス	ND		ムツ	0.007		タラバガニ	0.001
	イサキ	0.003		シログチ	0.005		ムツ	0.005		ニベ	0.001
	イサキ	0.003		スズキ	0.048		ムツ	0.011		ヒラメ	0.003
	イシダイ	0.001		スズキ	0.003	ムラサキイガイ	0.006	ホッケ		0.004	
	イトヨリダイ	0.001		スズキ	0.048	メバル	0.009	マイワシ		0.048	
	イトヨリダイ	0.002		スズキ	0.001	メバル	0.005	マイワシ		0.004	
	イボダイ	0.003		スズキ	0.003	ヤリイカ	0.005	マイワシ	0.008		
	イワガキ	0.002		タイラギ	ND	ヤリイカ	ND	マイワシ	0.003		
	ウチムラサキ	0.003		ドジョウ	0.001	ユメカサゴ	0.002	マカジキ	0.013		
	ウメイロ	0.001		ナミガイ	0.002	ワカサギ	ND	マコガレイ	0.001		
	エゾイソアイナメ	ND		バナメイエビ	ND	ワラサ	0.004	マサバ	0.014		
	エッチュウバイ	0.011		ハマグリ	0.001	ワラサ	0.007	マサバ	0.011		
	オオモンハタ	0.003		ハマグリ	0.001			マサバ	0.009		
	オキメダイ	0.004		ハマチ	0.029			マサバ	0.009		
カサゴ	0.001	ハモ	0.026			ミナミマグロ	0.014				
カンパチ	0.004	ヒラスズキ	0.002			ミンククジラ	ND				
キジハタ	0.005	ヒラスズキ	0.004			メカジキ	0.034				
キチヌ	0.574	ヒラマサ	0.002			メルルーサ	0.001				
キビナゴ	0.001	ブリ	0.005								
キンメダイ	0.008	ホウボウ	0.009								
キンメダイ	0.004	ホタテガイ	ND								
キンメダイ	0.016	ホッコクアカエビ	0.002								



表 2-8-20 流通魚介類の TBTO 及び TPT 検査結果

(単位：ppm)

分類	魚種	検出値		分類	魚種	検出値		分類	魚種	検出値	
		TBTO	TPT			TBTO	TPT			TBTO	TPT
内海内湾	アイナメ	ND	0.008	内海内湾	トコブシ	ND	ND	遠洋沖合	アカガレイ	ND	0.005
	アカガイ	0.004	0.008		ニジマス	ND	ND		カツオ	ND	0.002
	アカカマス	0.004	0.017		バナナエビ	ND	ND		カツオ	ND	0.015
	アカカマス	0.005	0.014		バナメイ	ND	ND		クロマグロ	0.001	0.002
	アサリ	0.003	0.001		バナメイ	ND	ND		ゴマサバ	0.001	0.005
	アサリ	0.004	ND		ハマグリ	ND	ND		サンマ	ND	0.001
	イサキ	ND	0.008		ハマグリ	ND	0.001		シロサケ	0.001	0.003
	イサキ	ND	0.009		ハモ	0.001	0.009		シロサケ	ND	ND
	イトヨリダイ	ND	0.014		ピクトリアアワビ	ND	ND		スルメイカ	ND	0.004
	イボダイ	0.006	0.004		ヒラマサ	0.001	0.023		スルメイカ	0.001	0.003
	ウシエビ	ND	0.018		ヒラメ	ND	0.015		トビウオ	ND	0.002
	ウシエビ	ND	ND		ヒラメ	0.002	0.003		ババガレイ	ND	0.002
	ウスメバル	ND	0.01		ヒラメ	ND	0.023		マイワシ	0.001	0.004
	ウマヅラハギ	0.002	0.003		ブリ	ND	0.014		マイワシ	0.004	0.002
	エゾアワビ	ND	0.001		ブリ	0.003	ND		マカジキ	ND	0.007
	エゾボラ	ND	0.003		ブリ	0.001	0.015		マコガレイ	ND	0.002
	カサゴ	ND	0.006		ホウボウ	ND	0.002		マサバ	ND	0.003
	カワハギ	0.003	0.002		ホタテ	0.005	0.002		マダラ	ND	0.002
	カンパチ	0.002	0.018		ホタテガイ	0.005	ND		メイトガレイ	ND	0.001
	カンパチ	0.001	0.035		ホタテガイ	0.009	0.002		メカジキ	ND	0.018
	カンパチ	0.002	0.01		ホタルイカ	0.002	0.008	メバチマグロ	ND	0.002	
	ギンザケ	0.001	ND		ホッコクアカエビ	ND	0.004				
	キンメダイ	ND	0.043		ホンビノスガイ	0.005	ND				
	キンメダイ	ND	0.02		マアジ	0.001	0.006				
	クルマエビ	ND	ND		マアナゴ	0.002	0.003				
	クルマエビ	ND	ND		マガキ	0.011	0.001				
	クロダイ	ND	0.008		マガキ	0.009	0.002				
	クロマグロ	0.003	0.061		マガキ	0.004	ND				
	クロムツ	ND	0.064		マゴチ	0.002	0.008				
	ケンサキイカ	ND	0.006		マサバ	0.022	0.009				
	コノシロ	0.001	0.001		マスノスケ	ND	ND				
	サクラマス	0.001	0.004		マダイ	ND	0.006				
	サラガイ	0.002	ND		マダイ	ND	0.006				
	サワラ	0.004	0.018		マダイ	0.016	ND				
	サワラ	0.007	0.047		マダイ	0.003	0.001				
	シジミ	ND	ND		マトウダイ	ND	0.005				
	シバエビ	0.002	0.001		マハタ	0.004	ND				
	シマアジ	0.005	ND		マハタ	ND	0.002				
	シマアジ	0.002	ND		ミズダコ	0.008	0.002				
	シロギス	ND	0.003		ミナミマグロ	0.003	0.012				
シログチ	0.005	0.011	ムラサキイガイ	0.004	ND						
スズキ	0.005	0.01	ムラサキイガイ	0.001	ND						
スズキ	0.003	0.004	メダイ	ND	0.009						
スズキ	0.006	0.009	モロトゲアカエビ	ND	0.007						
スズキ	0.086	ND	ヤマトカマス	0.003	0.007						
スズキ	0.066	0.002	ヤリイカ	ND	ND						
タイセイヨウサケ	ND	ND	天使のエビ	ND	ND						
タイセイヨウサケ	ND	ND	天使のエビ	ND	ND						
タイラギ	ND	ND									
タチウオ	0.004	0.007									
タチウオ	0.003	0.006									

表 2-8-21 流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

(単位 : ppm)

分類	魚種	ドリン類			クロルデン類				
		アルドリン	デイルドリン	エンドリン	trans- クロルデン	cis- クロルデン	オキシクロルデン	trans- ノナクロル	cis- ノナクロル
内海内湾	アカカマス	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	0.003	0.002
	アカハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	イシダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	イトヨリダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	エッチュウバイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
	キチヌ	ND	ND	ND	0.001	0.002	ND	0.008	0.003
	キンメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	キンメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
	コノシロ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
	サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	シロギス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
	ハマチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
	ハモ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	ホウボウ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	ボラ	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	0.001	ND
	マアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	マゴチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
ムラサキイガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
メバル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
ワラサ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
ワラサ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
遠洋沖合	ミナミマグロ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	カラスガレイ	ND	ND	0.001	ND	0.001	ND	0.002	ND
	ギンダラ	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	0.008	0.002
	クロマグロ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
	クロマグロ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.001
	ゴマサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	サバ	ND	ND	0.001	ND	0.001	ND	0.001	ND
	マカジキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
	マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

## 第6 汚染米調査

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京地域センターを通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

### 1 検査対象品目

都内に搬入される米穀

### 2 実施対象施設

都内に米穀倉庫を有する事業者

### 3 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター

### 4 検査結果（表2-8-25）

180品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち19品目を残留農薬検査に供したところ、5品目から残留農薬を検出したが、基準は越えなかった。検査対象農薬は表2-8-26のとおり。

表2-8-25 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	180	19
検出品目数	147	5
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.21	ND - 0.05

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表2-8-26 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (13種類)	殺虫剤 (11種類)	EPN、エチオン、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
	殺菌剤 (1種類)	エディフェンホス
	除草剤 (1種類)	ピペロホス
カーバメート系農薬 (9種類)	殺虫剤 (8種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (25種類)	殺虫剤 (8種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ブプロフェジン
	殺菌剤 (16種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロピコナゾール、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム
	除草剤 (1種類)	シマジン
その他の農薬 (2種類)	殺菌剤 (1種類)	メプロニル
	除草剤 (1種類)	プロメトリン
その他 (1種)		臭素

## 第9節 JAS法及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。以後、食品衛生法関係各部署との連携の下、事業者に対するJAS法に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれている。健康増進法に基づく食品の表示についても、制度の普及啓発とともに、食品衛生法関係各部署等と連携を図りながら相談指導等を実施している。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

### 第1 JAS法等に基づく表示の適正化

消費者の商品選択に資するため、JAS法に基づく品質表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、JAS法に基づく品質基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

#### 1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

更に平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	3,650件
指示・文書指導	2件

## 2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成26年度は1,804店舗を調査し、21件の指導を行った。

## 3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	15回
消費生活調査員研修会	3回

## 4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-9-4）

### (1) 食品の適正表示推進者育成講習会

#### ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

#### イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、食品表示法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表2-9-3

回数(年月日)	会場	登録者数*
第1回(26年8月28日)	都庁大会議場	421人
第2回(27年2月25日)	都庁大会議場	296人
計		717人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

### (2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

#### ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

#### イ 講習会の内容

- (ア) 三越伊勢丹フードサービスにおける食品表示の取組／株式会社三越伊勢丹フードサービス管理本部安全衛生管理部
- (イ) 食品表示法について／消費者庁食品表示企画課
- (ウ) 表示作成に関する事例検討
- (エ) その他（質疑応答等）

表2-9-4

実施年月日	会場	受講者数
26年11月5日	都庁大会議場	425人

## 第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

### 1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示はJAS法に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、JAS法に基づいた表示の適正化を図っている。

#### (1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

#### (2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀）

#### (3) 実施及び分析機関

民間検査機関

#### (4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確

認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-9-5)

表示されていた品種と中身が不一致であった6件の袋詰精米のうち、都域業者については、立入調査等を実施し、文書指導及び口頭指導を行った。

また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	194件	6件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、JAS法に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果 (表 2-9-6)

50件全てにおいて「黒毛和種である確率が高い」という判定結果であった。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	50件	0件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

JAS法に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 35 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

JAS分析試験ハンドブック遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※<sub>1</sub>に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※<sub>1</sub> 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。  
定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果 (表 2-9-7)

(1) 分析対象の75検体のうち、13検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも5%以下の含有量であり、5%を超える検体はなかった。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した13検体中2検体の都域業者については、分別流通生産管理(IPハンドリング)※<sub>2</sub>の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

※<sub>2</sub> 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

\* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、IP  
ハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混  
入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、JAS法上は「遺伝子組換え」に関する表示  
をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(平成 26 年度)

対象品目		検体数	検査結果			
			検出 せず	5%以下の 検出	5%を 超える検出	検査不能*
大豆 加工品	豆腐類	12	9	3		
	油揚げ類	3	2	1		
	凍豆腐	3	1	2		
	豆乳	3	3			
	大豆水煮	3	3			
	きな粉	4	4			
	その他の大豆加工品	12	8	4		
	小計	40	30	10		
とうも ろこし 加工品	スナック菓子	5	4	1		
	ポップコーン	9	9			
	スイートコーン	9	9			
	コーンスープ	9	8			1
	その他のとうもろこし加工品	3	0	2		1
	小計	35	30	3		2
合計		75	60	13		2

※ 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの  
(JAS法においては、加工品のみを対象とし、農作物は対象外である。)

#### 第4 健康増進法に基づく表示の適正化

健康増進法に基づく表示に関する規定として、栄養表示基準と特別用途食品制度がある。

栄養表示基準は食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目的に導入された制度で、一般の消費者に販売される加工食品等に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。栄養表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従って、その栄養成分について機能の表示をしている「栄養機能食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品衛生法においては、栄養機能食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

##### 1 相談指導等

栄養表示基準等について、パンフレット「食品に栄養表示するときは……」（改訂第8版）やホームページ等により、制度の普及啓発を図るとともに制度の適正な活用のための相談指導等を保健所等で行っている。

また、健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関しても、多摩地域における販売施設等への立ち入りによる検査や講習会等を開催し、広告の適正化に向け営業者に対する監視指導等を保健所等で行っている。

平成26年度の相談件数は、386件であった（食品監視課及び都保健所における実施件数。区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

##### 2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

営業者に対し申請に係る相談指導を行うとともに内閣総理大臣への許可申請の経由事務を行っている。許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

##### 3 表示検査

制度の適正な普及、表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品の成分及び表示について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

###### (1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

###### (2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

###### (3) 検査項目

ア 表示内容検査

イ 栄養成分検査

###### (4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所

イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

###### (5) 実施結果

実施結果は表2-9-8のとおりであった。50品目について検査を行ったところ、表示内容検査では9品目に健康増進法上の不適正表示が発見され、栄養成分検査では不適正表示は10品目であった。不適正表示については表示責任者である製造者等を所管する自治体あて通報、指導依頼を行った。

表2-9-8 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成26年度）

区分	収去件数	適正	不適正※		
			合計	表示内容	栄養成分分析結果
特別用途食品	1	1	0	-	-
栄養表示食品	49	33	16	9	10

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。



## 第10節 食品衛生自主管理認証制度

### 第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証する施設が増えることにより、食品営業施設等全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を申請できる施設は、都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象である。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

### 第2 平成26年度の主な取組

#### (1) 「自主的衛生管理段階的推進プログラム」の制定

認証制度のさらなる活用の推進を目的として、「本部認証」及び「特別認証」の普及を図るとともに、平成26年8月から、都認証の取得を目指す取組を段階的に評価・支援する「自主的衛生管理段階的推進プログラム」を一部業種で開始した。

**本部認証：**チェーン店の本部による統括管理と各店舗での衛生管理を一体として認証する仕組み

**特別認証：**知事が都認証と同等以上と認めた国際規格等を取得している場合、その認証書を提出するだけで都認証を取得できる仕組み

**自主的衛生管理段階的推進プログラム：**都認証取得を目指す前段階の取組について、3つのステップ（エントリー、1st、2nd ステージ）に分けてレベルを設定し、その達成段階を評価する制度

#### (2) 制度の普及

ア 食品事業者及び関係団体等への説明会及び講習会を実施した。また、食品業界の事業者が集う催事に出展し、普及啓発を行った。（26回）。

イ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行い、周知を図った。

#### (3) 対象施設向けセミナーの開催

対象施設の事業者向けに、同制度の概要、マニュアル作成等についてのセミナーを3回開催した。

#### (4) 認証施設の公表（表2-10）

指定審査事業者から新たに報告のあった144施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。平成26年度末の公表施設は538施設となった。

表2-10 (平成26年度末)

認証区分	認証施設数
給食	71
調理	275
製造	107
加工	18
販売	66
氷雪販売	1
魚介類せり売	0
合 計	538

#### (5) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。

## 第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

### 第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

### 第2 平成26年度の自主回収情報の公表

平成26年4月から平成27年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において121件の自主回収情報の公表を行った(表2-11)。

表2-11 自主回収情報の内訳

(平成26年4月～平成27年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	121	40	32	16	14	19
魚介類	13	7	3		3	
冷凍食品	5	4		1		
肉・卵類	5	3		1		1
乳類	10	1	3			6
農産物	11	8	1			2
菓子類	37	8	15	8	5	1
飲料	9	3	2	1	1	2
器具類	1					1
その他*	30	6	8	5	5	6

※ 弁当、調味料など

## 第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

### 第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (平成 26 年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	11,283	15,532	26,815
表示	1,489	905	2,394
規格・基準	914	469	1,383
食中毒	3,729	846	4,575
残留農薬	512	145	657
輸入食品	423	218	641
添加物	323	180	503
新規開発食品	2	10	12
食用の可・不可に関する疑義	1,071	412	1,483
マスコミ報道に関する事項	1,247	372	1,619
その他 <sup>注</sup>	5,818	10,988	16,806
合計	26,811	30,077	56,888

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
- ・調理師免許・製菓衛生師免許
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店
- ・食品の異物混入・苦情(第5章に記載したものを除く)
- ・食品中の放射性物質
- ・食物アレルギー 等

### 第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-2 (平成 26 年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	8	2,619
食品衛生街頭相談	4	859
計	12	3,478

## 第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(平成 26 年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	12	71,200
食品関係営業許可申請の手引き (リフレット)	1	3,100
臨時出店者が出店する場合には… (リフレット)	1	1,150
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リフレット)	1	500
行事において臨時営業を始められる皆さんへ (リフレット)	1	850
給食の供給を始められる皆さんへ (リフレット)	1	350
自動車関係営業許可申請の手引 (リフレット)	1	750
自主的衛生管理段階的推進プログラム (リフレット)	1	8,300
食品衛生自主管理認証制度 (リフレット)	1	8,150
食中毒防止対策 (ポスター)	1	6,000
防ごう！ノロウイルス感染 (リフレット)	1	25,000
防ごう！ノロウイルス食中毒 (パンフレット)	1	10,000
ご存知ですか？寄生虫による食中毒 (リフレット)	1	10,000
身近にある有毒植物 (パンフレット)	2	13,500
情報誌等 (都保健所)	43	151,476
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	10	20,580
計	67	259,706

## 第4 食品衛生講習会

## 1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(平成 26 年度)

		都保健所		都その他 <sup>注4</sup>		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	31	1587	12	2161	43	3748	
営業者	合計	346	14745	194	5955	540	20700	
	実務講習会 A <sup>注1</sup>	許可更新	-	-	-	-	-	-
		業種・業態別	6	930	3	583	9	1513
		集団給食	17	1011	-	-	17	1011
		責任者	27	3036	-	-	27	3036
		その他	4	680	-	-	4	680
	実務講習会 B <sup>注2</sup>	許可更新	76	2010	-	-	76	2010
		業種・業態別	55	1640	87	2626	142	4266
		集団給食	49	1897	3	51	52	1948
		責任者	28	819	-	-	28	819
その他		80	2685	5	576	85	3261	
	その他 <sup>注3</sup>	4	37	96	2119	100	2156	

注1 2時間講習 食品衛生責任者対象  
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象  
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等  
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

## 2 その他の講習会等

## (1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成26年9月16日

場所 都庁第一本庁舎5階大会議場

参加人数 459名

内容 ・食品表示法の施行に向けて

・輸入食品におけるフィードディフェンス

(1) 「フードディフェンスについて」

(2) 「サントリーグループにおける取組」

## (2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成26年12月9日

場所 練馬文化センター

参加人数 954名

内容 ・法令解説

・食品表示に関する行政の動き

・事例紹介

## 第5 食の安全都民フォーラム

食の安全に関する様々な問題について、都民や事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム（シンポジウム形式）」を実施している。平成26年度の開催状況は以下のとおりである。

また、平成19年度からは、「食の安全都民フォーラム 食の安全調査隊」として都民を公募し、グループ活動と中心とした施設見学やメンバー間のディスカッション等、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実に努めている。平成26年度は、56名の参加者により、「食の安全都民フォーラム（シンポジウム形式）」での活動報告を含む全5回の活動を実施した。

表 2-12-5 平成26年度 食の安全都民フォーラム開催状況

開催回数 <sup>注</sup>	開催日	テーマ	形式	参加者数
第24回	平成26年 9月11日	食品の異物混入を考える ～原因究明と再発防止について～	・基調講演 ・パネルディスカッション	205人 (募集200人)
第25回	平成27年 2月20日	新しい食品表示制度について考える ～どう変わる？食品表示～	・食の安全調査隊活動報告 ・基調講演 ・パネルディスカッション	250人 (募集200人)

注 開催回数は平成15年度からの通算回数

## 第6 その他の都民向けセミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象とした「夏休み子供セミナー」を開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

日時 平成26年8月1日

場所 健康安全研究センター

参加人数 51名

内容 「見えないものを見てみよう！宇宙線！」をテーマにした実験

・霧箱による宇宙線観察実験

## 第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報係）及び保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

### 1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成26年度の閲覧件数は、4,728,272件であった。

平成27年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度等である。

### 2 健康安全研究センター（食品医薬品情報係）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報係）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成27年3月末の主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、健康食品ナビ、薬の救Q箱及び印刷物関係等である。平成26年度は、健康食品の試買調査結果及び食品安全情報評価委員会で評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。平成27年3月末のアクセス数は、延べ3,778,897件であった。

### 3 保健所等のホームページ

平成26年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は4,533,713件であった。

### 4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。平成27年3月末の読者数は5,483人であった。

## 第13節 その他の事業

### 第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成26年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成26年度)

	合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタピア豆			
	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)		
平成25年度	20,603	622.5	17,444	523.5	3,159	99.0	0	0		
平成26年度総計	21,818	655.2	15,428	462.0	6,390	193.2	0	0.0		
内訳	平成26年	4月	1,914	57.4	1,520	45.6	394	11.8	0	0.0
		5月	1,467	44.1	1,250	37.5	217	6.6	0	0.0
		6月	1,325	40.4	1,090	32.7	235	7.7	0	0.0
		7月	1,870	56.9	1,470	44.1	400	12.8	0	0.0
		8月	1,342	40.3	1,132	34.0	210	6.3	0	0.0
		9月	1,702	51.0	1,022	30.6	680	20.4	0	0.0
		10月	2,915	87.4	2,058	61.7	857	25.7	0	0.0
		11月	1,455	43.1	995	29.3	460	13.8	0	0.0
	12月	2,416	72.4	1,578	47.3	838	25.1	0	0.0	
	平成27年	1月	1,713	51.4	1,130	33.9	583	17.5	0	0.0
		2月	1,548	46.2	848	25.2	700	21.0	0	0.0
3月		2,151	64.6	1,335	40.1	816	24.5	0	0.0	

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

**第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数**

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表2-13-2及び表2-13-3に取りまとめた。

**1 旅館及び宿泊所**

表2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成26年度)

		平成26年									平成27年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	0	0	0	1	0	36	21	1	0	0	0	59
	利用人数	0	0	0	0	12	0	1,706	1,015	101	0	0	0	2,834
中学校	学校数	11	13	5	0	0	2	1	1	0	1	1	0	35
	利用人数	977	1,423	414	0	0	189	66	137	0	181	175	0	3,562
高等学校	学校数	0	0	0	0	0	0	3	4	3	0	1	3	14
	利用人数	0	0	0	0	0	0	378	105	75	0	54	33	645
養護学校等	学校数	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
	利用人数	0	0	26	0	0	0	0	25	0	0	0	0	51
合計	学校数	11	13	6	0	1	2	40	28	4	1	2	3	111
	利用人数	977	1,423	440	0	12	189	2,150	1,282	176	181	229	33	7,092

**2 食事提供施設及び弁当調製所**

表2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成26年度)

		平成26年									平成27年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	0	12	1	0	5	61	35	3	0	0	0	117
	利用人数	0	0	813	95	0	355	5,252	2,574	229	0	0	0	9,318
中学校	学校数	68	109	66	26	0	17	7	6	6	6	8	3	322
	利用人数	5,385	13,092	11,810	3,123	0	2,261	645	753	672	757	1,126	273	39,897
高等学校	学校数	0	2	5	1	1	3	26	7	45	8	8	0	106
	利用人数	0	305	556	29	18	512	4,951	1,346	2,408	930	1,306	0	12,361
養護学校等	学校数	0	7	3	2	0	8	24	5	0	0	0	0	49
	利用人数	0	174	61	88	0	233	622	188	0	0	0	0	1,366
合計	学校数	68	118	86	30	1	33	118	53	54	14	16	3	594
	利用人数	5,385	13,571	13,240	3,335	18	3,361	11,470	4,861	3,309	1,687	2,432	273	62,942